

一〇世紀のビザンツ村落の社会構造

——マケドニア王朝の土地立法の分析——

渡 辺 金 一

問題の提起

今から二年前に私はその当時の研究情況に立って、ビザンツ農業史が含む数多くの問題点を指摘した。⁽¹⁾ その際私は、今後の研究課題として、

- 一 十世紀における村落の連帯責任制の崩壊、
- 二 十世紀における農民層の階層分化、

の二問題が生ずる旨をのべておいた。ところで事実その翌年には、十一世紀初頭までのビザンツ農業史の発展を素描したルメルの論文が発表されて、第一の点については、村落の連帯責任制が次第に欠壊口をひろげてゆく過程が、「農民法」と「租税要綱」との対比を通じて、たどられたのである。⁽²⁾ ところで第二の点については、ルメルは、解明の鍵を秘めていると思われる十世紀のマケドニア王朝の諸皇帝の一連の土地立法を全面的にとり上げながらも、その点に考察を集中することがなかった。しかしながら、十一世紀にはじまるビザンツ帝国の封建社会への傾斜は、果して

西ヨーロッパとの接触を通じての、封建社会（西ヨーロッパで典型的な発展をとげた）に固有の諸関係や概念の導入や、既成の貴族勢力の村落内への侵入と、かれらによる中小土地所有農民の隷属化からだけで説明しきれぬであろうか。それらと並んで、村落自体の内部にも、封建社会へのこのような傾斜と見合い、そこで一役を演ずるような農民の階層分化の過程が同時に進行したのではないであろうか。そして後期ビザンツ帝国の封建化の象徴であるとともにその推進力となったプロノイア制の担い手のなかには、このような階層分化の結果出現するにいたるべき、（西ヨーロッパのミニステリアールスにも似た）社会層も指摘できるのではないであろうか。本稿は直接には十世紀の土地立法をすべて検討することをあくまでも目的とするけれども、それを通じて今のべた仮説の可能性をも同時に提唱しようとする意図をこめものである。

(一) 拙稿「ビザンツ農民に関する若干の考察」一橋大学研究年報 経済学研究Ⅱ（一九五七）（mein Aufsatz: Bemerkungen zur byzantinischen Bauerngemeinde. Jahrbuch für Wirtschaftswissenschaft der Hitotsubashi-Universität 1957）.

(二) P. Lemerle, Esquisse pour une histoire agraire de Byzance : les sources et les problèmes. Revue Historique T. CCXIX (1958) 32—74, 254—284, CCXX (1958) 43—94. (以下「索引」と略記) ——ちよびせ、拙稿「Nomos Georgikos 研究の進展概」(mein Bericht: Gegenwartiger Stand der „Nomos Georgikos“-Forschung. The Hitotsubashi Review. 1960 Mai.)

(三) たよせせし三四二半のモンネヌ五半の Chrysobullon Sigillion (P. Lemerle, Actes de Kulturmus, n° 20; Dölger, Schatzkammern, n° 16) に現われ、一〇なごし一二エトニエトよごうな小ノノニ(ikononiat)を保有せよごせ

きならゼレスのストラティオータイ「クラゾメネス人」のごとき、あきらかにこの階層分化を通じて出現した社会層の範疇に属するものではなからざるうか、cf. G. Ostrogorski, *Pour l'histoire de la féodalité byzantine*. Bruxelles 1954. S. 124—125.

十世紀のマケドニア王朝の土地立法

レオン六世（八八六—九二二）にはじまり、バシレイオス二世（九七六—一〇二五）におわるマケドニア王朝の諸皇帝の一連の土地立法は合計一四から成る。ルメル「素描」における配例法にしたがって列挙すればつぎのとおりである。

A. レオン六世の新法。発布日附なし。C. E. Zachariae a Lingenthal, *Jus Graeco-Romanum* (以下 J. G. R. へ略記) III, p. 220 sq. = J. et P. Zepos, *Jus Graeco-Romanum* (以下 Zepos へ略記) I, p. 186 sq. = F. Dölger, *Regesten der Kaiserurkunden des oströmischen Reiches* (以下 R. K. O. R. へ略記) n° 558. cf. Noailles et Dain, *Novelles de Léon le Sage*, p. 376.

B. ロマンヌ一世レカペノスの新法。九二二年四月発布。J. G. R. III, p. 234 sq. = Zepos I, p. 198 sq. = R. K. O. R., n° 595.

C. ロマンヌ一世レカペノスの新法。九三四年九月発布。J. G. R. III, p. 242 sq. = Zepos I, p. 205 sq. = R. K. O. R., n° 628.

D. コンスタンティノス七世ボルフェロゲンネトッスの新法。九四七年三月発布。J. G. R. III, p. 252 sq. = Zepos I, p. 214 sq. = R. K. O. R., n° 656.

- E.** コンスタンティノス七世ポルフィロゲンネトウスの新法。発布日附なし。J. G. R. III, p. 261 sq. = Zepos I, p. 222 sq. = R. K. O. R., n° 673.
- F.** ロヴノス二世治下(九五九—九六三)。テマの裁判官の照会にたいするテオドロス・チカポリテスの回答。J. G. R. III, p. 281 sq. = Zepos I, p. 240 sq.
- G.** ロヴノス二世の新法。九六二年三月発布。J. G. R. III, p. 285 sq. = Zepos I, p. 243 sq. = R. K. O. R., n° 690.
- H.** ニケフォロス二世フォークスの新法。発布日附なし。J. G. R. III, p. 289 sq. = Zepos I, p. 247 sq. = R. K. O. R., n° 720.
- J.** ニケフォロス二世フォークスの新法。九六四年発布。J. G. R. III, p. 292 sq. = Zepos I, p. 249 sq. = R. K. O. R., n° 699.
- K.** ニケフォロス二世フォークスの新法。九六七年(九月一日直前)°。J. G. R. III, p. 296 sq. = Zepos I, p. 253 sq. = R. K. O. R., n° 712.
- L.** ニケフォロス二世フォークスの新法。(Kと同時に発布)°。J. G. R. III, p. 299 = Zepos I, p. 255. = R. K. O. R., n° 719.
- M.** ニケフォロス二世フォークスの新法。発布日附なし。J. G. R. III, p. 299 sq. = Zepos I, p. 255 sq. = R. K. O. R., n° 721.

N. ハシレイオスニ世ポルフテロゲンネトタスの新法。九八八年四月四日発布。J. G. R. III, p. 303 sq. = Zepos I, p. 250. = R. K. O. R., n° 772.

O. ハンコイオスニ世ホシフテロゲンネトタスの新法。九九六年一月一日発布。J. G. R. III, p. 306 sq. = Zepos I, p. 262 sq. = R. K. O. R., n° 783.

以上の十四の立法はつらつは、従来も研究は存したが、⁽⁴⁾やはリルメルの上記の最新の論文が今後の研究に基石を築くためのとらつて、従つてその出発点として、本稿は以下に二々の立法の要旨を記したと⁽⁵⁾は、立法を通じた限りのビザンツ農業史が含む諸問題を指摘してみたと思ふ。

(4) のたの研考は、P. Lemerle, Esquisse. CCXIX 267, n. 1. に於てなす。V. G. Vasilievskij, Matériaux pour l'histoire intérieure de l'Empire byzantin. (en russ.). Zurn. Min. Nar. Prosv. CCII (1879) = Travaux de V. G. Vasilievskij. (en russ.) Leningrad 1930, IV 250—331, cf. 266—331. — A. Rambaud, L'Empire grec au Xe siècle. Paris 1870. — E. Bach, Les lois agraires du Xe siècle. Classica et Mediaevalia 5 (1942) 70—91. — G. Rouillard, La vie rurale dans l'Empire byzantin. Paris 1953. — A. P. Kazdan, Les mouvements paysans à Byzance au Xe siècle et la politique agraire des empereurs de la dynastie macedonienne. (en russ.) Viz. Vrem. V (1952) 73—98; Id., Sur les caractères particuliers de la propriété féodale à Byzance aux VIIIe—Xe siècles. (en russ.) Viz. Vrem. X (1956) 48—65; Id., Formation du domaine féodal à Byzance au Xe siècle. (en russ.) Viz. Vrem. XI (1956) 98—122. — K. Osipova, Développement de la propriété foncière féodale et asservissement de la paysannerie à Byzance au Xe siècle. (en russ.) Viz. Vrem. X (1956) 66—80. M. L. Abramson, La paysannerie des terri-

toires byzantins de l'Italie méridionale aux IX^e-XI^e siècles. (en russ.) Viz. Vrem. VII (1953) 161—193. なき(註1)の拙稿は、Bについての全訳を含む。

(5) この点Pは F. Dolger, R. K. O. R. の法令要記がつねに導きの星となる。

A.

「不動産の所有者はそれを、売りたいと思う人にたいして、妨げられも訴えられもせずに (*ἀνεγκωλύτως τε και ἀνεργωνύτως*)、売ることができる。なぜならば皇帝は、国庫にたいして義務を負⁽⁶⁾ったいかなる不動産 (*πῶς ἀκίνητου ἐνοικήσιου*) を移譲することも、对国家義務を果す者に許し、近隣者 (*τῶν γειττεινῶν*) がそれをさまたげること許していないからである。

そこでもし細民 (*ὁ πένης και πτωχὸς και ποδύματος μὴ ἐμποῦν*) が自己の不動産を移譲しようとするなら、近隣者 (*οἱ πλησίονες*) が、実際には取得の意志がないのにそのふりをして毎日を遷延し、細民の手許にそれをいつまでもとどめておくことは正しくない。そこですべての細民 (*τίνας τοῖς ἀπόροις και πτωχοῖς*) は、持ちこたえることができない不動産を売却することができるし、購入者は購入物を所有してよい。

ただし売買後六ヶ月の間は、近隣者は訴える (*ἐκκλητοῦ ποτεῖν*) ことができるのであり、代価を購入者にかえして問題の不動産を取得することができる。しかしそれをおこたれば、近隣者は閉め出され、購入者は不動産を保有するようになる。」

(6) この法令において注意すべき言葉として、自由に売買できるところの完全な私有権の対象としての土地に附されている形容詞「國庫にたいして義務を負った」(*θρονηκόριον*)がある。十世紀の新法に「細民」としてあらわれ、従来は自由な土地所有農民と解釈されてきた存在が、文書史料における国家農民(*θηροκόριον*)にはかならないという新説を提唱したオストロゴルスキーは、新法中でわずかにこの事情を暗示する唯一の句として、**O.**中の *θηροκόριον* とよばれた土地を指摘する(*G. Ostrogorski, Quelques problèmes d'histoire de la paysannerie byzantine. Bruxelles 1956. p. 17 n. 2.*)。オストロホルスキー自身は見落しているが、かれの角度からするならば**A.**の *θρονηκόριον* も当然問題とすべきところであろう。なおオストロゴルスキーの新説の詳細については(註1)の拙稿をみよ。

この立法が、言葉こそ用いてはいないけれども、事実上問題としているのが近隣者の先買権(*πρωτοπρος*)であることは間違いない。⁽⁷⁾

ところでオストロゴルスキーはこの立法、先買権の廃止を定めたものと解釈する。そして同帝治下で看取される貴族勢力への大幅な譲歩措置と相まって、貴族には農民所有地の買占めが容易になったと説く。そしてこのような親貴族的傾向は、ロマノス一世以後の同帝の後継者たちのもとではじめて逆転をみるようになったとするのである。⁽⁸⁾

これに反してルメルはつぎのように解することによって、レオン六世のこの立法をも、ロマノス一世の発布した**B.**を嚆矢とし、有力者(*δυνατοι*)にたいして細民を保護しようとした**O.**までの全ての新法と同系列に所屬させるのである。すなわち、ルメルによれば、村落共同体の租税上での連帯責任制が古代末期以来かつてその存在を止めたことがなかったように、それと表裏一体の関係に立つ(後述)同一村落民の先買権もまたひきつづき有効であった。そして

レオン六世もB.を通じてこの特権を廃止する挙に出たのではなく、売却者としての細民の立場を保護しようとした。つまり、「近隣者」がその特権を放棄して引き下るまでは「部外者」に売却することを禁止した結果、今度は近隣者が、最後に捨て値で入手しようという希望から、その諾否を遷延して売却をながびかせようとする事態がおこった。このような作戦は、売却者が必要にせまられた「細民」である場合には殊に有効であった。そこで皇帝は、一方において、先買権が購入者を拘束するという大原則は依然変えないままに、その結果売却者までもが拘束されることのないよう、売却には先買権の行使が必ず先行しなければならないという規定を改めるとともに、他方において、先買権の行使期間を六ヶ月に限ることによって、購入者をいつまでも不安定な状態におくことに終止符を打った。ルメルは以上のように説くのである。

私もこのルメルの方を採る。なぜならば、この先買権は、Cod. Th. 3, 1, 6 (a. 391) = Cod. Just. 4, 38, 14. によって一たん廃止されたとはいえず、その後間もなくCod. Th. 11, 24, 6 (a. 415) によって復活され、続いてCod. Just. 11, 56, 1. (a. 468) によって強化されている。そしてこれらの規定はレオン六世が完成したビザンツ最大の法典編纂バシリカ中に収められた⁽⁹⁾ (Basil. XIV, 5, (20) ed. Heimbach II p. 280; LV, 5, 1 ed. Heimbach V p. 146)。このような、古代末期以来ビザンツ中期を貫いての先買権の存続が、外部からの大土地所有者の侵入による自由村落の秩序崩壊を阻止しようとの、国家の側の一貫した意図に発すること明かだとすれば、⁽¹⁰⁾レオン六世をしてこの大原則を放棄せしめるほどの事態というものは、オストロゴルスキーによって充分納得的に説明されたとは言えないからである。

なお「近隣者」についてはB.で「細民」についてはC.で詳述したい。

(7) P. Lemerle, Esquisse. CCXIX p. 268 n. 3. は「先買権を与えられた者がこの法令では単に概括的に「近隣者」と名付けられているにすぎないけれども、この「近隣者」はここでは「先買権を与えられた者」*οἱ κτησιόχικοι* という一般の意味を担われており、B.の第一章の末尾でも「近隣者」(*πλησίονες*)は「先買権を与えられた者」(*οἱς δεδωκεν τῆν προτιμήν*)の意味を与えられていようとさす指摘する。

(8) G. Ostrogorsky, Geschichte des byzantinischen Staates. München 1952. S. 204—205. キヌメロコルスキーは「墓頭する貴族勢力への国家権力の側での譲歩を示すものとして、この点を指摘する。すなわち、ストラテークス職および国家高官職への貴族を就任すべしとらうレオン六世のすめを (Tactica Leonis II, 21 (ed. Vari I, p. 29) : *προγεγράφθη μὲν ὀργανῶς ἀγαθῶς, εὐγεῖης, πλοδαριῶς…IV, 3 (ibid. p. 50) : καὶ ἐμπορευτῶν ἀβροῶς εἶναι καὶ εὐρωεῖς κατὰ τὸ γένος…)*、役人がその任職期間中に特別の皇帝の許可なしに土地を購入し、相続財産を收受し、贈与をうけることを禁じたCod. Just. I, 53, 1 (a 528) を「コンスタンティノーブル勤務の役人には撤廃し、風州役人には緩和し、ただテマのストラテークスにのみ限定した同帝の第八四立法 (Zepos Jus I, p. 152 sq.) がそれである。

(9) K. H. Zachariae von Lingenthal, Geschichte des griechisch-römischen Rechts. 3. S. 237—238.

(10) J. Karayannopoulos, Die kollektive Steuerverantwortung in der frühbyzantinischen Zeit. V. S. W. G. 43 (1956) S. 307 ff.

B.

「古来の法律は、何人たりともその欲する相手に売却をおこなうことを、近親者または共同役員によって (παρὰ συγγενῶν ἢ κοινωτῶν) をまたげられてはならない旨規定している⁽¹¹⁾。しかし他の法律は、何人たりとも所属母村の住民 (τοὺς τῆς ἰδίας μητροκομίας αἰχίτουρου) 以外の者に売却することを禁じている。そこで、貢納義務を負った臣民、国税、および軍事的非軍事的な对国家奉仕・支払義務のために、以下のような方法でこの矛盾を解決する。

α. 今後、都市、農村地方、属州において (ἐν πάσῃ πόλει καὶ χωρῶν καὶ ἐπαρχίᾳ) 家屋、農地、葡萄園、その他の不動産 (οἰκίαν ἢ ἄγρου ἢ ἀμπελόωνα ἢ ἔρερον τὸ ἀλοοῦν ἀπέχρητον) を持ち、それを売却しないシエムフェテウシスないしその他賃貸借契約 (μίσθωσις) を通じて移譲⁽¹²⁾しようとする者は、先買権 (προτίμησις) に関する規定にもといてつぎの五種類のグループにその旨を報知しなければならず、これら五グループは列挙された順序で先買権を行使すべくよびいられる。

1 分割ないし未分割で (ἀναρτέως ἢ ἀδιαναρτέως) 財産を共有 (ἐπικουρου) する近親者で、その所有地が問題の移譲地と混淆状態にある者 (οἱ ἀναμῆς συγγεῖμενοι συγγενεῖς)。

2 共同購入その他の共同獲得の方法で (ὡς ἐκ κοινῆς ἀγορασίας ἢ ἀλλῆς τανουτοσπόρου κτήσεως) 財産を共有 (ἐπικουρου) し、その所有地がおなじく問題の移譲地と混淆状態にある共同所有者 (οἱ ὄτως συμπεπληγμένοι κοινοῦσι)。

3 上記の二つの場合とは異って、ただたんに問題と移譲地とその所有地が混淆状態にあるにすぎない者⁽¹³⁾ (οἱ ἀλλῶς καὶ οὐχ ὡς ἐξ ἐπικουρίου τοὺς ἐγγίξουσι κτήμασι κατὰ τι μέρος ἀναμειγμένοι ἢ ἄν) ὁ μόνου ἀναμειγμένοι,

εἰ καὶ ἔσονται πάλιν τῷ ἐκχωροῦντι τυγχάνουσι)。

- 4 問題の移譲地に隣接した土地を持ち、問題の移譲地と租税を共同に負担する者 (οἱ συμπαρακείμενοι ὀμοετέεις)。
- 5 問題の移譲地とたんに部分的に合一した土地を有するにすぎない近隣者 (οἱ ἀπλῶς πλησίονες· ναὶ ἢ οἱ ἀπλῶς ἐν τῷ μέτρῳ συναρτῶς ἴσχυόμενοι)。

租税の共同負担者 (ὀμοετέεις) とは、たとい種々の場所で租税を納めていようと、同一の ἐνοικεταίμενος の名のもとに記載されているすべての者 (πύρατος τοῦς ἐπὶ τοῦ αὐτοῦ ἐνοικεταίμενος ἀναρπαγομένου) を指す。⁽¹⁶⁾

同一の特権順序に属している者が幾人もいる場合、通告はすべての者に等しくなされねばならず、購入希望者は正当な価格を正しく三十日以内におさめなければならぬ。もし同一の特権順序に属している者がすべて特権を行使しようとしたときには、お互いの間での話し合いにより、ないし国家当局の権限で、土地を分割し、各人がその割当額を支払わなければならない。⁽¹⁷⁾ 定められた期間内に自分の支払い分を納めない者は先買権を喪失する。ただし戦争捕虜であるとか、流刑中であるとか、国外追放中であるとか、公・私用で不在中であるとか、未だ二五才に満たない年少者であるとかいう場合は別である。これらの者のために、その財産管理者は、四ヶ月間のあいだ先買権を行使することが出来るのであって、この管理者は新規購入者たちとともに割当て分を取得し、委任者のために割当て額を、通常の利子および改良事業費と一括して納める。先買権をもたない購入者は排除され、支払った購入価格、利子、改良事業費を返済される。もし管理者が、自分の管理行為について委託者から賛同をうけないかもしれないと感じた際には、裁判所の書面により、委託者の先買権行使の意図の有無を確定することができる。管理者はこれをおこなれば、

委託者にたいし損害賠償の義務を負う。

村落ないし部落共同体 (τῆς οἰκίας τοῦ καθολικῆου χωρίου ἢ ἀγρίου) の土地所有者相互間の先買権についてはとくに (τοῦτο μάλιστα) つぎのように規定する。⁽¹⁸⁾ もし先買権を与えられたすべての者が申込んださい、移譲者又はその家族にたいして故意に、自分自らの手で、ないしその身内の者の手で、金銭的ないし身体的被害、残酷な屈辱を加えた謀本人であることが判明した者は、たとい被害者が欲せずとも、けっして被害者の財産を取得することができない。

嫁資、婚姻の贈物、たんなる贈物、死亡の贈物、遺産、交換、その他のとりきめ (ἀλλοτρίων) の理由で、いかなる身内関係者も関係外の者も、自由に移譲をおこなうことができ、そのさいには先買権は顧慮されない。しかしながら、それらの行為が、先買権をもたない者にひそかに売却をおこなったり、賃貸借をおこなうためのおもてむきの口実とされることがあってはならない。そのために先買権の特権をもつ者は、移譲者および取得者から、誓約を要求できる。誓約後に虚偽が判明したときは、偽証罪のかどで、移譲者およびそれと関係した者は、一方は土地を、一方は支払った額を失い、土地と金額はいずれも国庫に帰属し、土地は国庫が近隣者に売却に出す。誓約前の発覚のさいには、移譲行為自体が無効であるとともに、移譲者はたといそのような状況下でもはや欲せずとも、先買権の特権をもつ者に売却をおこなわなければならない。

β. 有力者 (δυνατοί) についてはとくにつぎのような規定を設ける。かれらは「細民」から (κατὰ τοῦ εὐρεκαστέρου)、近親関係にあるのでなければ、養子縁組、たんなる贈与、死亡、遺言、使用、のいかなる理由によるにせよ、また保

護と協約のためであれ (*ὡς ἐπὶ τῶν προσατάκων καὶ συνθηκῶν*)、何ものをも獲得してはならない。さらにかれらは、みづからそこに所有地を有していない何如なる村落ないし部落においても、これら村落、部落、の土地所有者と (*ἐν κτησίῳ αὐτῶν*)、新規の購入、賃貸借契約、土地交換、をおこなってはならない。

売却に附されるのがこれら土地所有者の所有地 (*αἱ στάσεις*) ではなく、それ以外の者の所領 (*ἐπέλων προσαίτων τῶν προσατάκων*) であっても、国庫に帰属した荒地 (*οἱ κερσίμενοι κλασματικοὶ τῆνοι*) ないし他の国庫帰属地であっても、上記の村落ないし部落の土地所有者が先買権を持つべく、これらの者の自発的権利放棄をまっしてはじめて有力者が加わることがゆるされる。

有力者と見做されるべき者とは、自分自らが直接に、ないし明かに親密関係にある第三者を通じて、移譲者に圧迫をかけることができるほどの者、あるいは、有望な約束で移譲者を釣ることができるほどの者、をいう。

もし有力者がこのような行為を企てた場合には、土地は没収されたうえ、土地と等価の金額を国庫に罰金として納めなければならぬ。ただし十ヶ年間ならぬの告発もおこなわれなければ、それ以後は先買権の特権保有者からも、国庫からも、追求されない。

さらに軍事保有地 (*τὰ στρατιωτικὰ κτήματα*) についてつきのように定める。過去三十年の間にいかなる方法にもせよ移譲されたすべての軍事保有地ないし今後移譲されるべきすべての軍事保有地は、その現保有者から原保有者、に、その土地が本来負っていたストラテイア義務 (*εἰς τὴν τῆς ἰδίας στρατίας ἐνοχλήν καὶ ὑπηρεσίαν*) のために返還されなければならない。ただし移譲後にもなおストラテイオーテースの手許に (*τῶν στρατιωτικῶν*)、従軍する者の

ために新ストアトナイアを維持せられたもの十種 (ὅσων τῶν στρατευομένων πρὸς τὴν τῆς νέας στρατείας σύστασιν ἐτάρακται) のうち二つの場合は別である。

(11) Basil. XIX, 5. cf. R. K. O. R. n.º 595.

(12) Zachariae, Geschichte. S. 245.

(13) 題は「有償」(à titre onéreux)°。後段の「無償」(à titre gracieux) 移譲と題合するのことは (Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 269 n. 1. — 註 13) の *μίθωσις* の解釈より、*ἐμπόρευσις* なる *ἐκδο-*
κος の類似の長期契約と解する Zachariae, Geschichte. p. 245. を採るべきである。

(14) *κωνσταντίνου* Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 269 n. 2 を参す。

(15) *ἀναμετρήσιμοι* Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 269 n. 2. を参す。

(16) *διωρεταγμένους* 同 *κωνσταντίνου* Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 269—270 n. 1. を参す。

(17) Zachariae, Geschichte. S. 247. 参す同頁の Anm. 809. を参す。

(18) この句はデルガールのように、これに先立つ規定が扱ってきた五グループに所属の小農民とはちがって、大所領 (ganze Komplexe) を所有する領主 (Grundherren) を対象とするものと解すべきではなからう (R. K. O. R. n.º 595)°。そうではな
く、ルメルのようにたんに「近隣関係」《voisinage》以上の者と其の間に *ὁμὰς τῶν κατοικημένων χωρίων ἢ ἀγρίων*
αὐτῶν 単位 (《unité collective》) より先買権を確立した (πρόλαβή μάλιστα) ことを示す (Lemerle, Esquisse.
CCXIX (1958) p. 269—270.

(19) (註 13) で示されたように、ここでは先買権行使の対象とならぬ「無償」(à titre gracieux) 移譲がとりあげられ
てゐる。

この法令の内容にたちいる前に、この法令の信憑性について最近ルメルが提示した疑問にふれなければならぬ。
この法令をツアカリアエ以来の通説はロマノス一世レカペノスが九二二年に発布した新法と解し、デルガーも R. O. R. でこの通説に従ってこの B. を処理した。しかしながらルメルは、テキスト、制定者、日附、の三点でつぎのべるような疑問を挿むのである。

テキストの点で。本文が統一的でなく雑多な要素から成ること。すくなくとも γ . は偶然に附加されたもので、事実同新法の手書本における伝承事情についてみるに、Synopsis や Prochiron Auctum などの法律私撰集の附録の目次には、B. があげられていないこと。コンスタンティノス七世は E. 中の五箇所において、その時まで軍事保有地にかんする成文法はなく、ただ慣習法のみが支配していたとのべていること (C. 中の「軍事奉仕のための貢納」(τὴν τῶν στρατιωτικῶν λειτουργημάτων οὐρεσίαν) は軍事保有地の存在を暗示する句ととるべきではなく、むしろ宿舎提供、糧食提供、要塞・道路・橋梁構築などの、軍事のための義務、を内容とすると解すべきこと)。

制定者について。手書本中にはロマノス一世ではなく、コンスタンティノス七世の名をかかげるものが多いこと。日附について。九二二年という記載は、Synopsis の第三グループの附録および Codinus にみられるにすぎず、事実 B. ロマノス一世自身の制定になる C. や、ロマノス二世治下 (九五九—九六三) に所属する F. でも知られておらず (註 26 および 60 をみよ)、ニケフォロス二世の K. において B. を暗示するとおもわれる句があらわれるにすぎないこと。

以上のルメルの疑問には、カラヤノプロスも賛意を表すのであるが、このことを念頭におきつつも、ともかくもこの新法の内容にたちいってみることにする。

同法令 B' はツアカリアエによって、ビザンツ中期に古代末期とは異った租税賦課方式が導入されたことを示すものとして、詳細な分析の対象となった。(註1)の拙稿はこの間の事情をすでにくわしく紹介したので、本稿ではそれを要約するにとどめておく。すなわちツアカリアエによれば、古代末期の *δημόκρεια* (ケンススのさい、その所有者たち) に顧慮することなし一括された土地群、すなわち村落所屬地 (*Gemeindeländern*)、および *δημόβουλα* (村落領域外) あり、ケンススのさい同一所有者に所屬していた土地、すなわち大所領 (*Grundstückskomplexe*)、という租税連帶責任の方式は、ビザンツ中期にいたって、近隣者 (*πληροτέχαιοι, yétopes*) を対象とした方式に変じた。それに応じて土地売却にさいしては、従来ホモケーンサにもとづく連帶責任を負担してゐた *convicani* (Cod. Th. 11, 24, 6) にかわつて、近隣者に先買権が与えられるにいたつた。そのさい負担の順序に応じて先買権行使の順序を定めたものがこの新法 B' である。このようにツアカリアエは考えるのである。⁽²¹⁾これにたいしてカラヤノプロスは、近隣者をいみずる *πληροτέχαιοι* なしし *yétopes* がツアカリアエの説くように特定の意味で用いられているかどうかは不明であり、むしろ *δημόκρεια* と同義語であつたのではないかと考へる。その他ビザンツ中期における租税上の連帶責任制の担い手は、「農民法」で *οἱ τὰ δημόσια ἀναρτοῦμενοι* としつ、「租税要綱」で *πρότεχαιοι* なしし *οἱ ἐκ τῶν γερῶν καθεκόμενοι ἀλλήλεγγύως* なしし *ἑταῖροι* としつ現れているにすぎない。そしてこれら後者の場合においても、ツアカリアエの説くような意味での新しい連帶責任制がよみとれるかどうかはうたがわしい。反対に「租税要綱」にはじきのような区別だてがみられる (F. Dölger, Beiträge zur Geschichte der byzantinischen Finanzverwaltung besonders des 10. und 11. Jhs. Berlin—Leipzig 1927, S. 119. Z. 15—18.)、ちなむが、

1. *ὀλιγώτεροι στρίχοι* の租税負担の帰属先きとしての *οὐκίς χωρίων*

ἐὸλιγώτερα χωρία, ἀγρία, προδοτεία, τόποι の負担の帰属先きとしての *γερονόμους*

ἐὸποικικλήμεις στρίχοι の負担の帰属先きとしての *τεκταί τῶν στρίχων*

そしてこれらの区別は、古代末期の連帯責任の諸形態（所領内における、村落内における、村落間における）とほぼ合致する。つまりユステイニアヌスの新法におけるホモケーンサとホモドゥラとの区別は、ビザンツ中期にも存続している。また「租税要綱」の *ἐποικοί* はビザンツ初期の *convicani* に相当する。以上のようにカラヤノプロスは反論するのである。⁽²²⁾ 私自身もすでに（註1）の拙稿でカラヤノプロスと同一の趣旨をのべておいた。

さらに **B.** について注目しなければならないのは、ルメルも指摘するように、この法令がたんに財政的な配慮のみならず、土地所有を固着化させようという、換言すれば、一種の社会的均衡を保持しようという社会的な配慮をも動機としてもっているということであろう。⁽²³⁾ そしてそれを攪乱する要素として、ここでは有力者が登場してくるのである。

さいごに、前述のごとくその信憑性がルメルによって問題とされたにもかかわらず、軍事保有地に関する *γ.* について一言ふれなければならない。それは、ルメルが通説に反して、ストラテイオーテースとはストラテイア義務を賦課された土地の所有者であり、必ずしも現実の従軍者 (*στρατευόμενος*) であることを要しないという新説をたてるさいに有力な一論拠となっているのが *γ.* だということである。⁽²⁴⁾ もとよりルメル自身、**E.** および **F.** の中に、このようなストラテイオーテースが実際に従軍したことを暗示する箇所があることを認めているのであるけれども。⁽²⁵⁾

(22) J. Karayannopoulos, Die Entstehung der byzantinischen Themenordnung. Byzantinisches Archiv. Heft 10. Mün-

chen 1959. S. 86 Anm. 4. — 他方においてカラヤノプロスは、**B.**がいまだ軍事保有地の法定化をおこなってはいないこと、*τὰ στρατιωτικὰ κτήματα* は、いまだ厳密な専門用語の意味での軍事保有地ではなく、たんにストラティオーテースに所属する土地を意味するにすぎないこと、そして慣習法的段階にある軍事保有地は、**E.**においてはじめて法制化をみるにいたることを説くのである。

(21) Zachariae, Geschichte. S. 238—39.

(22) (註1)の拙稿「三九六—七頁をみよ。なおオストロゴルスキーは(カラヤノプロスによって批判されるとともに、他方ルメルによって原則として賛同されたが)、古代末期以来の租税上の連帯責任制のビザンツ中期におけるつぎのような変更、つまり、無主、荒廢化した土地について租税上の連帯責任をひきうける場合に、この負担を負った者に該当土地を最終的に指定する制度(オストロゴルスキーのいわゆる *erigōn*)から、このような土地指定を伴わない制度(オストロゴルスキーのいわゆる *ἀνακτήριον* (7))への変更がおこなわれたこと」を主張する。これについては、(註2)の拙稿をみよ。

(23) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 270.

(24) Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 49. へらじへら 拙稿「**ΘΕΜΑ**」論争の新段階」史学雑誌第六八編第一一号 (mein Bericht: Recent Discussions on the Byzantine Theme-System. Shigaku-Zasshi (The Historical Journal of Japan) Nov. 1959. p. 94 sq.) をみよ。

(25) Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 48 n. 3; p. 50—51; p. 50 n. 5; p. 51 n. 1.

「貧慾が秩序を混乱させ、不正を増大させ、その結果として細民 (*πτωχοὶ, κενήρες*) の苦しみがおこったことを
のべた長文の序文に続いて」*α. 子供や近親者が相続財産を取得したり、所有者が自発的に処理することは許される。*
しかしながらやむをえず所有地を売却しなければならないときには、同じ土地を共同に有する土地所有者 (*οἱ οἰκὸν-
τοπες τοῦ αὐτοῦ (i. e. οἴκου)*) または隣りあった土地所有者 (*οἱ οἰκὸντοπες τοῦ ὁμοῦστοῦ ἀγροῦ ἢ χωρίου*)
にたいしてまず購入がゆるされる。この措置は、べつに有力者 (*ἰσχυροὶ*) にたいして憎しみと嫉みとからおこな
われるのではない。そうではなくて、「細民」にたいする配慮と庇護から (*ἐννοία καὶ προστασία τῶν κενήτων*) お
よび国家の安全のために (*κοινὴ σωτηρία*) おこなわれるのである。つきに列挙する有力者は、自らないし他人を介
して、村落ないし部落の全部あるいは一部に入りこみ、購入、贈与、相続、その他の類似の理由で、自分自身ある
は国家・教会機関のために土地を取得してはならない。マギストロス、パトリキオス、ストラテegos、文武の官職
あるいは位階の就任者、元老階議員、テマのアルコンおよび前アルコン、都大主教、大主教、主教、修道院長、教会
関係のアルコン、国家・教会機関の長、がそれである。これら有力者のこのような土地取得は無効であり、土地はそ
こにかれらがおこなった改良事業ともども (*μετὰ τῆς προσημιένης καλλιέργειας*)、原所有者ないしその近親者
ないし村落、部落の土地所有者に無償で (*ἀναργύτως*) 返還されなければならない。

これらの者の専横は、多人数の家内奴隸、日傭い労働者、そのほか管理者および一党の者を手段にとし (*τῶ πηγῆς
τοῦ οἰκτοῦ μισθαρνοῦστοῦ, τῶν ἄλλων ἐπιτηροῦστοῦ καὶ συνόστοῦ*)、襲撃と追撃と使役とによつて (*τὰς ἐπανά-
στάσεις, τὰς διώξεις, τὰς ἀγρῶν*) 細民の困窮を増大させ、他の方法で抑圧や困窮を続行した。そして理解力あ

る人なら誰にでも分るとおり、国家にすくなからざる破滅をもたらした。なぜならば、土地所有者の数が多ければ多
いほど (*ἡ τῶν τοκῶν κατοίκων*)、国税は納められ、軍事のための諸義務 (*τῆν τῶν στρατιωτικῶν λειτουργιῶν*
ἰσχύων συνέκλιαν) は果されることになる。反対にその数が減少すれば、これらすべては失われることになるからで
ある。ところが反対に多くの有力者は「細民」の困窮につけこんで購入をおこない、愛と同情と善意を与えるかわり
に、「細民」を飢餓の淵においこみつつ、不幸な「細民」が捨て値で手放す所有地をあるいは金、銀で、あるいは穀物
で、あるいはその他なんらかの贈与で、買いつつたのである。

β. 過去のインディクティオ第一次〔九二七年九月—九二八年八月〕換言すれば飢饉発生の日以来今日にいたるまでの期
間において、部落ないし村落の支配者となり、そこで全部ないし一部の土地を獲得した有力者は、その支払った代価
を、原所有者ないしその相続人ないしその親族、ないし「細民」ないしその他の租税共同納入者 (*συμτεκνοῦρες*)、な
いし共同体 (*οἰκός*) から返済された後、そこから立退くべきである。

改良事業については、所有地の返還をうけるべきこれらの者は、支払いの能力もあり意志もあるときには、必要な
経費の返済をおこなうべく、反対の場合には、改良事業をおこなった有力者が材料をもって立去つてよい。

以上は売買による土地取得についてであるが、贈与、相続、その他による有力者の取得ないし略奪行為は、過去と
おなじく⁽²⁶⁾ 現在でも無効であり、原所有者ないしその子ないしその近親者、ないし租税共同納入者 (*συμτεκνοῦρες*) に返
還がおこなわれなければならない。

γ. 以前はいやしい存在であったのに、いまやその生活状態が非常によいものになった者は、最初の〔インディクティ

オ第一年次以前の」所有状態にもどらなければならぬ。かれらは自分に与えられた分を越え、近隣者(οἱ πλησιοτάτοι)に掠奪をおこない、後者を一そう不幸な状態におとしめてはならない。以上は、地位と声望ある者が、賤しい者と取引した結果うけるべき当然の告訴状である。人々の分には差異があるけれども、神から恩寵を自らに給わった者は、今度は自分の村落(τὸ οἰκισματικόν)にたいして慈悲ある態度を示さなければならず、近隣者(οἱ πλησιοτάτοι)の財産を獲物のように考えてはならない。

d. インディクティオ第一年次以前に「細民」の土地をすでに獲得していた者は、もし現在も同じ財産状態にあることが明かであるならば、その状態にとどまってよろしい。ただしかれらもまた他の人々とおなじく、近隣者の土地を取得することを禁ぜられる。

「細民」に苛酷な、絶えざる負担をかけることによって、近隣者にたいし堪えがたい存在であることが示された者は、そこから追いたてらるべく、あくことをしらぬ強慾の報酬として、所有財産の喪失を蒙る。

e. 自由に、なんらの強制をもとまわずに売却がおこなわれたさいにも、売却物は売却者に返還されなければならぬ。土地は、ただちに売却者ないしその相続人ないしその近親者に返還さるべく、これらの者がいないときには租税共同納入者(οἱ συντελεσταί)に返還さるべきである。

代価を返済すべき者が富裕ならば(εὐπόροι)最初に支払われた代価を返済すべく、貧困者ならば(ἀσφόδεις)即座の返済を強制されるはならない。そのさいには、「細民」にたいし、重荷にならないで返済するよう計算されたところの三ヶ年の猶予期間が設けられるべきである。

S. 「細民」からその所有地を捨てて値でうばい取った者は、売却物の正しい評価の結果、もし現在の価格がその時の二倍以上であることが判明した場合には、それを無償で売却人に返還しなければならない。

G. 反対に売却者側が不当の利益をおさめたときには、売買以後に生じた収入利益は、売却物を回復する原所有者が返済すべき代価に充当される。もし返済額に満たないときには、不足額が土地回復の権利を与えられた者から補填される。

カ. 修道士となった、ないしなろうという理由で、自らの所有地を修道院の管理下に委ねても、修道院はそれを受取ってはならない。ただし修道院は、もしそれが真に寄進者の靈魂の救済のためであり詐欺でも過度の世話やきでも巧みな詭弁でもなければ、土地の正しい対価は受取ってもよい。

〔結びとして法令はつぎのように規定する〕

上記すべての有力者は、購入、贈与その他いかなる方法によっても、村落ないし部落の土地所有を密かに獲得してはならない。

今後そのような行為に出た者は無償でそこから追いたてられ、そこに所有する改良事業を手放さなければならない。その上かれらが貴顕者である (*megapavets*) 場合は、新たに取得した財産の価格を、罰金として国庫に納めるべきである。この措置はけっして国家の財政利益のためではなく、「細民」にたいする配慮から発したものである。もしかれらがそれをおこなえるほどの経済能力がなければ、無償でおいたてられた上、適当な処置をうける。〕

(26) デルガーは、B. がロマノス一世の九二二年に発布した新法であるという解釈にたちつつ、ここに同法への参照をよみとる

オストロゴルスキーおよびルメルはいずれもこの新法発布の直接の背景に、β.でも言及されているところの、インディクティオ第一次すなわち九二七年九月一日から九二八年八月三日の期間におこった飢饉を想定する。すなわち、オストロゴルスキーによれば、九二七年から八年にかけての嚴冬下の大不作が苛酷な飢饉と破壊的な伝染病とを伴い、この機会を利用して有力者は諸種の手段をもつて農民から土地を奪いとった。このようにしておこった社会的混乱を收拾するために発布されたのがこの新法である⁽²⁸⁾。そしてルメルは、Prochiron Anctum の附録でこの法令に附された標題には、この法令が《インディクティオ第一次の飢饉の年に》*τῷ κατὰ τοῦ λιμοῦ τῆς αὐτοκράτειρος* に発布されたと記されていること、一般的に言つて、数多くのテクストにあらわれる《インディクティオ第一次》とは九二八年に猛威をたくましくした飢饉の意に解さるべきこと、新法中でも **D.** (β.の冒頭) および **F.** (序文および β.の冒頭) でこれへの言及がみられること、Peira VIII. I (Zepos IV, p. 32) *τῷ ὑπὲρ τοῦ λιμοῦ ἐπι τῆς ἐπι τοῦ πειρασμοῦ τοῦ πρεσβυτέρου γερουσία* の句が *καὶ τῷ* Theoph. Cont. Bonn p. 417; Symeon Magistros, Bonn p. 743; Georg. Mon. Bonn p. 908—909; Cedrenus, Bonn. II p. 312 *τῷ* 飢饉への言及がみられること⁽²⁹⁾を指摘する。

この新法の特徴は、有力者とよばれた者の実体が何であることを示す点にある。すなわち、この新法は有力者として、国家および教会のヒエラルキーの上層部をかぞえあげるのである。これは、なによりも高位の官職就任者としての(つまりたんなる大土地所有者としてではなく)ビザンツ貴族の在り方を端的に示すものとして、注目すべき史料で

あろう。⁽³⁰⁾ なおルメルによれば、この有力者 (ευπλοῦς) が社会的概念であるのにたいし、かれらが圧迫を加える対象も、社会的に劣った状態の者であって必ずしも経済的に劣った状態の者ではないにもかかわらず、*pauvre* (*πενυτὴς*, *πτωχοί*) とよはれているのは、たとえば C. 中でも引用されている聖書の用語法の影響にもとづくものであり (たとえは C. の冒頭 'Εὐεκα γὰρ φησὶ τῆς παραπτώμας τῶν πτωχῶν καὶ τὸ τοῦ στυγαίου τῶν πενήτων οὐ ἀναστυ-
ομαί, λέγει ὁ κύριος)、⁽³¹⁾ *faibles* と称する方が適切である、と云れぬ。

さらに注目すべきは、一つの点は、すでに B. でもみられたところの、村落内の秩序の固定化への努力が、なかんずく、*γ.* にみられるところのことである。そしてこの *γ.* が同時に示すのは、国家権力のこのような介入を必要とするほど、実は村落自体の内部において農民の階層分化が進行し、深刻な事態を現出していたという事実なのである。

- (27) Ostrogorsky, *Geschichte*, S. 220—221.
- (28) Lemerle, *Esquisse* (1958) p. 271 n. 1.
- (29) Dölger in *B. Z.* 49 (1956) 125—129. — *中世ヨーロッパ世界の統一と分化*「一橋論叢第四一卷第一号 (mein Bericht: Unity and diversity in the medieval European World. *The Hitotsubashi Review*, Jan. 1959. p. 63—64) 参照。
- (30) Lemerle, *Esquisse*. CCXIX (1958) p. 271—272.

D.

「テマ・トラケシオンの有力者 (*oi sunaroi kai drepētores*) は皇帝の法令〔C.〕を無視して、農地の贈与および相続をうけて、村落内に入り込んだ。そして憐みをかけるべき弱者にたいし専横に振舞い (*trupavoures*)、かれらにその所有地をすてて放浪することを余儀なくさせた。そこですべてのテマにたいし、つぎのような指令が発せられる。α. 皇帝の法令〔C.〕によって購入を禁止されている国家、教会の官職就任者および機関は、村落共同体 (*κοινότητες*) なしその個々の構成員 (*κοινότητες*) から購入することから身をひくべきである。⁽³²⁾ そのさいインディクティオ第一年次 (九二七年九月一日—九二八年八月三一日) いご、法令〔C.〕いぜん、の場合はより有利な扱いをうけ、いごの場合はより重い処罰をうける。しかし現実には有力者の大部分は「細民」にたいして災いの契約を結ぶことから指令どおりに身をひかず、裁判官たちは自発的というよりはむしろやむをえずそれら一々の場合について、国家行政上の必要から (*κατ' οικονομίαν*) 判決を下した。そのためついに皇帝の調査にもとづいて、これら事件についての一般的指令が発布された。すなわち、上記法令〔C.〕により購入を禁止されているにもかかわらず、明かにコンスタンティノス七世の登極 (九四五年一月二七日) いご、いやしくも村落ないし部落、あるいは「細民」の不動産に侵入を企てた者はすべて、代価返済についてなんら請求権をもつことなく、一義的かつ直ちに立退きを強制される。β. インディクティオ第一年次ないし飢饉の年からコンスタンティノス七世の登極までの間におこった事件については、九三四年に定められた法令のみが有効であり、すでに行為を禁止された者のあいだのすべての贈与、相続、および同法の規定に反して考案されたすべての行為はおこらなかつたものとみなさるべく、売却人はこれら行為において支払われた代価の返済請求に耳をかす必要がない。

交換は無効であるべく、各人は本来の財産を再取得する。ただし「細民」であって、以前は共同体の一員であったが (*ὅτε πρὶν ἀνακεκολλημένος εἶναι*)、いまや独自に自分の所有地をなんらわずらわされることなく境界づけたばかりでなく、力をもつた者 (*οὐ μόνον ἰδίᾳ τῆν ἑαυτοῦ κατὰλογεῖν ἀπορίας διὰ τὸ ἀνευλόγητον, ἀλλὰ καὶ τὸ κρῆττον ἀντιλαμβάνειν*) がそれを欲しない場合は別である。

売却についていえば、それは無効とさるべく、売却物は直ちに売却者、ないしその共同相続者、ないしその共同租税納入者 (*συρκεσταί*) に、最初の法令「C」にもとづいて戻さるべきである。

購入価格の返済についていえば、人と事態とが調査さるべく、購入者が有力者ないしその側近者—国家ないし教会の官職就任者であれ、主教であれ—であり、売却者が無産者 (*ἀτόπων*)⁽³³⁾ である場合で、後者の財産額が五〇ノミスマタに達していなければ、代価返済はおこなわれる必要がない。しかし五〇ノミスマタを越えるときには、返済のため三ヶ年の猶予期間が置かれるべきである。この特権は共同体 (*ὄμις*)⁽²³⁾ が享受する特権と同一であり、スコラリオス (*σκολάριοι*)、セクレテリコス⁽³⁴⁾ (*σεκρετηκοί*) にも与えられる。

売却人が共同体 (*ὄμις*)⁽³⁵⁾ のものであり、しかも代価を返済すべく貧困であるときには、返換された土地からの収獲物をもって代価が充填されうるまでの期間を裁判官が定め、共同体はこの猶予期間を保有すべきである。⁽³²⁾

売却者ないし売却者たちが売却にあたって強制ないし詐欺を蒙ったことが明かとなったとき、あるいは売却前に購入者ないしその家族によって不正と抑圧をうけたことが明かとなったときには、代価返済の要はない。たとい購入者が有力者でなくともそうである。

貧乏修道院、および神護の都市コンスタンティノープルに在職のスパタリオス(36) (σπατάριος) およびそれ以下のアルコンが購入者側であり、しかもかれらがそのさいいかなる力をも不正をも用いなかったときには、また有力者の保護關係をも仰がなかったときには、かれらは代価の返済をうけるのみならず、葡萄園のエムフェテッシスのためであれ、水車の建設のためであれ、自らが支出した費用をも返済される。さらにかれらが家屋をたててその価格を返済されなければ、家屋の材料をとり外してもよい。ただしそのさい土地の原況にたいし損害をあたえることがあってはならぬい。

返還された土地の代価を返済すべき者が、債務を果すべく貧乏であるときには、返済されるべき価格ないし上記の諸経費を充填するに足る額が收穫物から生ずるまでの期間のあいだ、土地には抵当権が設定される。換言すれば、土地は、売却者の手許にとどまるべく、收穫物の收穫についての配慮と、收穫物の保存とは、契約相手方である購入者の義務であるべく、後者はさらに收穫物が失われないようにするために、文書を作成して收穫物について予め安全措施を構するだけの権限をもつ。

売却者が他に財源をもち、生活に充分なだけの資をそこから得ているならば、すべての收穫物は契約相手方である購入者に返済されるべく、反対の場合は、売却者は必需品および農耕に必要なだけを收穫物から保留すべく、残りがすべて契約相手方である購入者に帰属する。

γ. 共同体 (βίβη) 中の貴顕者 (ἀρχαῖοι) に属する者が、同等者ないしわずか下位の者にたいして、たとえばスコラリオスがストラテイオーテースにたいして、ないし貧困者 (ἐπίπλοοι) がわずかにより多くの財産をもつ

者にたいして、たとえば軍人以外の文民 (*ἡγεμόνων πολιτῶν*) がスコラリオスないしセクレティコイにたいしておこなった移譲ないしおこなうべき移譲は有効である。

国家にたいする必要にせまられた者、ないし他処に嫁ぐ自分の娘に嫁資を与えようとした者が、国家にたいする義務、ないし生じた負担、ないし約束した嫁資、に充当すべき動産を有しないときには、ほかならぬこれらの理由では、不動産から移譲をおこなうことができる。ただしそれは、同一村落の居住者 (*συγκοιτῶν*) 間での、やむをえなければ同一首村 (*ἐπιπολιμία*) ないし同一コーメートゥラ (*κομητοῦρα*) の居住者間でのことに限られる。⁽³⁶⁾

同じく、もし有力者が売却をおこなったり、その他移譲をおこなったりするときには、同一共同体 (*ἀνακοινωνίᾳ*) に所属し、売却人の放牧地、水、山林がなければ経済が成立たない村落民 (*χωρίται*) にたいし先買権が与えられるべきである。

購入者がただ土地だけを欲し、附属物をも同時に欲しなければそうしてもよろしい。もし移譲すべきものが土地の特別の一部であるときには (*εἰ δὲ ἐν τοῦ ἐπιπολιμίου κτήματος ἐστὶ τι καὶ ἰδιοῦστων*)、すべてを取得するか、すべてを放棄するかしなければならぬ。

「細民」は、他人がしめす価格、換言すれば、評価された価格の調達をおこなうときには、そのために四ヶ月の間があたえられる。」

(32) 共同体は全体として、売買行為の主体たりうるここがここに示されているわけである。農民法では、この *ὅλας τοῦ χωρίου* に相当する *ἡ κοινότης τοῦ χωρίου* がみられる。

(33) ルメルはこの無産者 (*ἀποδοί*) の語がはるかにビザンツ初期に遡るものであること、この語が *τεταρτοί* ないし *τεταρτες* などの階級 (*classe*) を示す言葉——つまり経済的であるよりは社会的な階級概念——とは混同さるべきではないこと、そしてつねに財産額が五〇ノミスマタに満たない者を意味すること、そしてこれは同時に、ビザンツにおける貨幣価値および物価のおどろくべき安定性を意味するか、あるいは法律家の伝統的形式主義の影響を示すか、のどさらかであること、を指摘す (Lemerle, *Esquisse*, CCXIX (1958) p. 273 n. 2.)

(34) スコラリオスとは、宮廷ないし皇帝衛護の下士および兵で、*scholae palatinae* とよばれた軍団で勤務するもの。セクレティコスとは、コンスタンティノープルの官房で勤務する役人、あるいは国家行政で雇われる吏員。

(35) スパタリオスとは、*σπάθη* || *spatha* (つまり武器をたづなえた者 (*armiger*)) を源義とし、具体的には宮廷護衛兵を指す。後には宮廷位階の一つを示すこととしても用いられた (cf. L. Bréhier, *Le monde byzantin*, t. II.: *Les institutions de l'empire byzantin*, p. 123.)

(36) *μητροπολίς* および *κοιμητήρια* とは、ビザンツ農村地方の基本的財政単位である村落 (*χωρίον*) より上部の単位。なお前者はすでに **B.** の冒頭に、さらに遡つては *Cod. Th.* 11, 24, 6 (a. 415) および *Cod. Just.* 11, 56, 1 (a. 468) にあらわれる。

この法令 **D.** は、要するに十三年前に発布された **C.** の確認であるが、ルメルも指摘するように、この **C.** によって、社会的矛盾はたまたま九二七—九二八年の飢饉を契機として激化したにすぎないこと、そして、社会的矛盾自体は **C.** の発布にもかかわらず止むことなく進行した⁽³⁷⁾ こと、が示される。

この法令が示す興味ある事実は、まず、有力者と「細民」との境界がここで明かになるということである。すなわち、スコラリオス、スパタリオス、セクレティコスが境となり、かれらまでがなお「細民」に属し、国家のヒエラルキー

のそれ以上の官職は有力者に算入されるのである。また教会のヒエラルキーにかんしては、「小修道院」が「細民」に数えられている⁽³⁸⁾。

第二の事実として、村落構成員 (*συγκωμῖται, συγκληρονόμοι, συπρεκείσται*) の間にも、かなりの差異があるという事実である。たとえば、**B.**にみられるように、以前は共同体の一員であったのに、いまや独自の所領をもち勢力を得たような存在や、また下にみられるように、おなじく「細民」に算入されながらも、村落の貴顕者とよばれた存在がそれである。また問題のあるストラテイオーテース(前述)が村落内の上部層に所属していることを、おなじく、**Γ.**が明かにするのである。

(37) Lemerle, Esquisses. CCXIX (1958) p. 273.

(38) その具体的な一例として、たごえ³⁹「一四世紀初頭のテッサロニクの一修道尼院の *σέβαστια γυναικεία μονή τῆς Κωνσταντινουπόλεως*」(F. Dölger, Aus dem Wirtschaftsleben eines Frauenklosters in der byzantinischen Provinz. Studien zur älteren Geschichte Osteuropas. 1. Teil. (Festschrift für H. F. Schmid) Graz-Köln 1956. S. 11-17.

E.

「軍隊にかんする事項 (*στρατεύματα*) が国家にたいする関係は、あたかも頭が身体にたいする関係に相当するほど、この軍隊にかんする事項には最大の配慮 (*πρόνοια*) がはらわれなければならないこと」ところで時の経過とと

もにストラテイオーテースの状態 (*τὰ τῶν στρατιωτῶν*) は悪化したこと、をのべた序文につづいて、つぎのような内容の叙述が展開される。]

α. いままで成文化されなかつた慣習法が是認してきたところ* (*ἡ συνθηετα ἀρχαῖος πρώτην ἐπιρρασε*) がつぎのように法制化される——*については(註48)をみよ——。すなわち、ストラテイオーテースがそこからストラテイアを提出すべき土地 (*τὰ ἐξ αὐτῶν στρατεῖα ἀμπεροῦνται κτήματα*) を売却することは許されな。

騎兵 (*ἵππεις*) については、各ストラテイアごとに四リトゥラの価値の土地が維持されなければならない。この騎兵とおなじカテゴリーに属すべき者として、ユーゲ海、サモス島、キュピライオトーンの艦隊乗組員 (*οἱ ἐπὶ τοῦ στόλου ἀποστειχόμενοι πλοῖμοι τοῦ τε αἰγαιῶν πελάγους καὶ τῆς σάμου καὶ τοῦ κίβδηρω*) がある。なぜならば、派遣されて、漕ぎ手として勤務する (*αὐτόστολοι καὶ αὐτεργεῖται*) これら乗組員は、苛酷な軍事奉仕に服さなければならぬからである。

給料 (*δοῦν*) の支払いをうけて皇帝の艦隊およびその他の艦隊に勤務する者には、慣習上* (*ἐκ συνθηετας*) 各ストラテイアごとに二リトゥラの価値の土地が維持されてきたが、これもいまや法制化される。

もしこのような土地を所有して、その結果それぞれのストラテイア義務を負った者として登録された (*κατελεγεγμένον*) 者が、上記の価格をそのまま維持し、その欲するいかなる手続きによるにせよ、それをそれに附随した一切の義務とともに (*μετὰ τοῦ ἀρκείου μέτρουτε βήματος*) 自分たちの血縁の相続人に遺し——自分が財産を遺す相続人が単属であれ、尊属であれ、傍系であれ (*εἴτε κατῶντες εἴτε πρὸς οὐς παρὰσίμουται εἴτε αὐτῶντες εἴτε ἐκ πλά-*

Yoo)——遺言状なしに均分相続 (isokhryia) がおこなわれるさい、ないし遺言状作成を通じて正嫡の相続人、ないし自然の相続人、ないし第三者たるバガノイ (Baganoi) ——なぜ第三者たるバガノイを挙げるかといえは、それは、官職位階の所有者 (astoiarchoi) はこのような相続人になることを全面的に禁じられているからである——⁽⁴⁰⁾ が不均分相続をおこなうさい、これら相続人は相続財産の額に応じて貢納の義務 (to bibos tis ourekeias) を負担し続けなければならない。⁽⁴¹⁾

不動産についていえば、国家は規定を設けず、もし不動産があまりに多く減少していなければ、所有者の自由裁量にまかされる。反対のばあいには、不動産の不足額は榮与ある市民の評価にもとづいて、不動産から充填されなければならない。

たといストラテイオーテースが規定の額を (την δίκαιαν ποσότητα) はるかに上廻るほどのあり余った不動産に住っていても、もしすべてが軍事保有地台帳に (ἐν τοῖς στρατιωτικοῖς κωδίκαι) 登録されているならば、その不動産ないしその一部を売却してはならない。たとい残りの土地の価格が規定額をはるかに上廻る場合でもそうである。つまり何人もそれを買うことはできないのであって、なかんずくつぎの者がそうである。すなわち、貴顕者 (ἐλευθέρους) 官職位階就任者 (ἀστωμαρτυροῦς) 都大主教、主教、修道院、その他の教会機関、およびスコラリオスマでの有力者 (δυνατοῦς) がそれである。これらの者は、支払った価格の返済についても、つきこんだ費用の返済についても、訴えることができない。⁽⁴²⁾ たといかれらがそのさい多額の費用をつぎこんだ場合でもそうである。ただしかれらは、土地の原況を破壊しなければ、自分自身の材料を持ち去ることができる。

もし土地が一切登録されておらず、反対にストラテイオテースが独立の⁽⁴³⁾、そしてストラテシアの義務に服さないところの土地 (*κτῆμα ἰδιοκτησίμου καὶ τῆ στρατιᾶ ἀτακτοῦλου*) をもっているさいには、自らの欲する方法でそれを移譲してもよろしい。ただしそのさいにも、かれの所有する登録不動産は、ストラテシア義務のために充てなければならず (*ἕκαστ' ἑαυτοῦ ὑπερεῖδου τῆ στρατιᾶ*)、不足のさいには、いかなる理由にてもあれストラテイオテースから土地を取得した者は、不足額を不動産をもって補填しなければならぬ。

もしストラテイオテースの不動産がまだ登録されていないさいには、四リトゥラまでの価値の土地が良質地 (*τὰ εὐχρηστοτέρα*) から登録される。そして国家の側から特権が配慮される (*τὰ εὐχρηστοτέρα…… τοῦτω τῶ ποινῶ ἐξ ἡμετέρας προνομίας συγκροτούμενα*)。残りの部分についてはストラテイオテースは移譲の権限をもつ。もしさいしょに良質部分が購入され、後に劣等部分 (*τὰ ἀχρηστοτέρα*) が購入されたさいには、前記の特権によりストラテイオテースが良質部分を再取得するにあたって、良質部分を購入した最初の購入者は、劣等部分を購入した後の購入者にたいして優先権 (*τὰ τῆς προνομίας δίκαια*) を得る。

ストラテイオテースが多く良質地を有しており、そのうちの登録部分を移譲し、後になって登録されたこの移譲分を再取得したいとおもえば、そのさいには追奪権が与えられる。ただしストラテイオテースは上記の所有地の他の部分から購入者にたいして、それに見合った補償をしなければならぬ。いうまでもなくそのさいでも、騎兵は四リトゥラ以上の価値の土地を、艦隊乗組員は二リトゥラ以上の価値の土地を保有しなければならぬ。

ストラテシアの義務に部分的に服する者には (*εἰ δὲ μᾶλλον στρατίας ὑπερεῖται τῆς*)、その義務分に応じた財産

が定められなければならない (*κατὰ ἀναλογία τοῦ μέρους αὐτοῦ καὶ τῆς εὐροπίας τυροῦθαι*)。

いかなる方法にもせよ軍事保有地 (*τὰ στρατιωτικά*) を獲得した者は、もし四十年間のあいだいかなる訴えをもうけなければ (*ἀντεπιώθητος*)、その所有を保証される (*κυρωέσθαι*)。というのも、ほかならずすでに古来から慣習法* (*πάλαι ἢ συνήθεια*) がこのような軍事保有地保有者を、故意による保有者に算入しているからである (*σχεδὸν γὰρ τοὺς κακῆ πίστει νομῆσαν ἠπίθμεν τούτους καὶ πάλαι ἢ συνήθεια*)。そして契約により保有者が収穫物の損害賠償をまねかれるのに反し、これら故意の保有者は収穫物 (*καρπὸς*)、収入 (*προσοδὸς*)、および一切の損害を賠償しなければならぬ。なお以上に記したところは今後法制化される。

ストラテイオテースとよばれるべき者は、ストラテイオテースの神聖軍団に奉仕する者 (*τοὺς καθορισταμένους ταῖς ἑπαῖς λεγέσθαι τῶν στρατιωτῶν*) のみならず、運命の織りなす綾で能力を失い (*δὲν ταῦα τυχῆς ἐπίπεια ἐπίδειξις ἀποδύει*) 正当にもアンドレーア (*ἀδωρεια*) をうけるにいたった者も含むべきである。⁽⁴⁶⁾ なぜならば後者もまたストラテイオテースと同一の特権を (*τῶν αὐτῶν τῶν προνομίων*) を享受すべきだからである。またかれらは、ストラテイアの義務がそこから遂行されるべき土地 (*τὰ ἐξ αὐτῶν αἰ στρατιαὶ δημοτύβρια*) を売却してはならない。ましてや (*καὶ πολλάκι πλείον*) 国庫がこのような土地を売却してはならない。なぜならば、真の所有者としての (*τοῖς κυρίως δεσπόταις*) かれらにたいし、国家の利益のために売却を禁じているのに、⁽⁴⁷⁾ どうして国家にたいしてはそれをゆるしてよいであろうか。また古来から成文化されないうままに慣習法上で存在したこの不正 (*ἢ πάλαι ἀγρῶνος ἀδικία*) が法律の力をもつことがゆるされてよいであろうか。

β. 以上は今後有効であるべき規定である。ところで過去から今日にいたるまでは、軍事保有地(τὰ στρατιωτικά)の購入者は無償でその所有権を剝奪されるべきであるという、変った大まかな慣習法が支配してきている(πάλαι μὲν ἐπιπαρεῖ ἀδικαίητος καὶ παγκυμειότης συνέβης)。そこで、一々の細部については、それを実施する裁判官(ことに異った判決が下され、その結果、不備の、明かでない点が生じた。そこでつぎのように定められる。登録されたストラテイオーテース⁽⁴⁸⁾(οἱ ἀποστραφισμένοι στρατιῶται)に相続者—卑属にせよ、尊属にせよ、六等親までの傍系にせよ—があれば、近親関係の度合いに応じ、より近親の者が欲しもせずその能力もなければより遠縁の者という順序で、ストラテイオーテースが不正に移譲した土地、ないし有力者が腕づくで横領した土地の追奪のために、先買権が与えられる。

もしこれら近親者がいなければ、法の定める近隣者のうち(τῶν ἀπὸ νόμου καθουμένων ἀγχιτῶν)売却者ストラテイオーテースの租税共同納入者(συνδοταί)および戦友(συναρχμοί)が続く⁽⁴⁹⁾。

これらの者もいなければ、租税共同納入者である貧乏ストラテイオーテース(οἱ συνπράτταται ἀπορπίεροι στρατιῶται)が続く、その結果この貧乏ストラテイオーテースは、取得した財産で不足額を充填することによって充分な能力を持つにいたるのである⁽⁵¹⁾(ὅτι ἐξ ἐκείνων, αὐτοὶ τὸ ἐπιθεῖον τῆς ἀπορίας ἀναστέλλουρες ἐπικουδομηθεῖεν πρὸς ἰσχύην ἰκανότητος)。

もしこれらの者もいなければ、やむをえず租税共同納入者である文民(οἱ πολιτικοὶ συνπράτταται)が続くが、これもケンスス収入が脱落するのを防止するための措置なのである⁽⁵²⁾(πρὸς τὸ μὴ διαπίπτειν τοῦ ἐκ τοῦ κήραου φόρου)。

ストラテイオーテース同志の間に土地の売買がおこなわれたばあい、もし富裕な (εὐπλοῦς) ストラテイオーテースが貧乏な (ἀπλοῦς) ストラテイオーテースから購入すれば、前者は有力者に課されると同一の処罰をうけるのであって、購入した土地を無償で放棄しなければならぬ。

貧乏なストラテイオーテースが富裕なストラテイオーテースから購入した場合には、その購入地にたいする権利は完全であり、ないし少くとも購入価格の返済をうける。

双方とも貧乏なストラテイオーテースの場合は、善意にのっとり、他人の犠牲において利益を得ることがなかったかどうかを調べ、不利益を蒙った側に有利な決定が下される。

7. 以上は軍事保有地 (τὰ στρατιωτικά) についてであるが、以下はストラテイオーテース自身について (ἐπὶ αὐτῶν τῶν στρατιωτικῶν προσώπων) およびかれらの身上にふりかかったことについてとり上げる。

かつて秩序の完全なる覆滅と、とどめがたい破滅の到来とがあったとき、名譽ある地位にある有力者はすべて (τὰς τὰς ἐν δόξῃ κραταίους) 広大な農村地方を完全にわがものとし、あわれな土地所有者たちを奴隷の身分に (ἐν δουλείῳ λόγῳ) おとしめ、非道なおこないをすることを考えた。いやむしろ、自分よりも高位にある者が一その利益を得ているのがまんならなかつた。そこで悪の完全な競争がおこつた。なぜならば、おそるべき事態は有力者のあいだにまでおよんだのではなく、反対にそこからはじまって、力の弱い者を (ἐς τοὺς ἀκροθεύεις) めざしたからである。事実、富裕者 (οἱ ὑπερέχοντες) の所有は概していえば全国におよんでいる。そしてすべてのストラテイオーテースのかしらに立つ (ἀναρτῆς ἡγῶν ἄνω τε καὶ κάτω τοὺς στρατιώτας) 軍隊指揮官 (οἱ ἀρχεῖν τοῦ

στρατους λαχουρες) 概してはストラテীগスは、ドーラをおさめてその代償としてストラテイオーテースにストラテイア義務からの免除をあたえた⁽⁶⁴⁾ (δωρα λαμβανουρες ἀντιδωσαν αυτοις στρατείας)。かれらは腐敗しやすく、なげやりであり、蟻のように賤しく、狼のようにがつがつしている。かれらは敵に貢納をおこなわせることができないので、自国民に貢納を課し、そのためにまたたくまにすべての秩序を転倒させ、その力の一撃でローマ帝国を生死の淵においこんだのである。かれらをおさえるためにすでに皇帝により非常な努力がはらわれたので、貴顕者およびそれほどでもない者の多くは (πολλοι τῶν χορηγῶν καὶ μετρίων) さげび声をあげるであろう。いやむしろ、父祖の地 (τὸ πατρῶν εἶδος) に帰って隷属状態から解放された大衆 (ἡ πλῆθὺς τῶν ἀπὸ τῆς δουλείας ἀπηλευθέρων) がさげび声をあげるであろう。

今後つぎのことが定められる。すなわち、何人かがストラテイオーテースを隷属農民として (ἐν τραπεζικῶν λόγῳ) 保有していることが発見された場合において、もしその当人が、そこからストラテイア義務が完遂されるべき土地 (τὰ ἐξ ἑαυτῶν στρατεία ἀνηρθεῖται κτήματα) をも掠奪して所有しているときには、三六ノミスマタを罰金として納めなければならない。そのうち半分はストラテイオーテースが自らの旧態への復帰のために受取り、他の半分は国庫が、自らにたいして果されるべきであった奉仕義務 (δουλεία) をさまたげられた代償として、收受しなければならない。

反対にもしその者が軍事保有地 (τὰ στρατιωτικὰ) を奪いとったのではなく、購入したことが判明した場合には、その者は国庫に二四ノミスマタを納めなければならない。ストラテイオーテースにたいしては支払い代価の返済を請求

する権利をもってはならない。

もし他人がストラテイオーテースをその住居から追い出したり、あるいはストラテイオーテース自身が逃亡したさいには、ストラテイオーテースに憐みをかけ、隸屬農民としてないし日傭い労働者として (*εἰτε παρασκεῖν εἰτε θη-τεύειν*) 收容した者は罰をうけない。

しかし能力あるストラテイオーテースを (*στρατιώτας ἡαυτοῦ*) 敢て私用のために (*εἰς ἰδίαν ὑπηρείαν*) 收容し、かれらを陣營義務からひきはなした者 (*τῶν ποσάτων τοῦρουσ ἀποστρεφάμεν*) は、例外的特權をうけているといつわってストラテイオーテースを收容した責任者として (*ὁ ἐξουσαεύων*) ストラテイオーテース一人一年につき六ノミスマタを國家に支払わなければならない。ただしストラテীগスないし他のアルコンからストラテイオーテースを受取った者で、このストラテイオーテースがストラテীগスないし他のアルコンに個人的に奉仕するために配置されている者から採用された (*οὗτοι ἐκ τῶν ἀποστρεφάμενων εἰς ὑπηρείαν τῶν στρατηῶν ἢ τῶν ἀλλῶν ἀρχόντων καθειρημένον*) 場合は別である。⁽⁵⁷⁾ しかしながらこのストラテイオーテースが部外者であり、⁽⁵⁸⁾ 共同体の一員である (*ἐκ τῶν ἑσώθεν καὶ τῆς κοινότητος εἶναι*) とときには、このストラテイオーテースを保有してはならず、もし保有していることが明かとなったときには、たといストラテイオーテースがストラテীগスないし他のアルコンから使用のため供与されたものであることを保有者が証明しても、この保有者は処罰をまぬかれることはできない。」

(39) リットゥラは七ノミスマタに相当する。なおオストロゴルスキーは、Theophanes, 486. の、ニケフォロス一世の財政政策にかんする記事を基礎に、軍事保有地の通常の年收入を一八、五ノミスマタと推定する (G. Ostrogorski, Pour This-

toire de la féodalité byzantine. p. 12 n. 2.

- (40) この *ἐφορικός κτῆνας* については、解釈が分れる。デルガーは外国人相続人と解する (R. K. O. R. n. 673)。これを批判するオストロコムスキーは、*ἐφορικός* = *extraneus* すなわち「近親者以外のもの」と訳し、また *κτῆνας* = *rusticus* と訳し、ストラテイオーテースがその所有地を《非軍人》に伝えることは全くおどろくべきことだとしている (G. Ostrogorski, Pour l'histoire de la féodalité. p. 12—13; p. 12 n. 4)。この書物を伝訳したグレゴワールは同箇處への註で「オストロコムスキーを批判して *κτῆνας* = *civil* である (ibid. p. 12 n. 4)。しかしながらルメル Lemerle, Esquisse. CCXI (1938) p. 44 n. 2 は、この語が *duarās* の意味をもち *ἀξιώματιος* と対置されており、したがってここでは実質的には *πέρης*, *πέρης* を意味する、したがってグレゴワールのようにここで対立させられているのは軍人対非軍人ではない」と解釈する。またこの **D.** が区別を設けているのは、*στρατιώτης* 対 *στρατεύμενος* である (前述) という考えから出発し、ストラテイオーテースが《非軍人》に遺産をのこすことについてオストロコムスキーのようにおどろくには当然なべ、とする。もちろんそのさいルメルは、*κτῆνας* = *civil* のほかに *στρατιώτης* であることも並記する。(すなわち *κτῆνας* 亦 *στρατιώτης* との間) の *societas* 契約の成立についてのことである Peira (XIX, 3: Zepos IV p. 81) を引用する。そしてこの場合、「ストラテイアの義務のある土地が *societas* の有に帰する」 (*καὶ τὰ ἀπὸ τῆς στρατίας κοινωτικοῦσιν*) 旨の附記に注目すべきことを指摘する。) (41) ストラテイオーテースをルメルのように解さないデルガーは、「利益に応じて負担が (上記の相続の結果生ずる) 租税団体 (*Stouergenosenschaft*) の間に分割されなければならない」と解する (R. K. O. R. n. 673) (42) デルガーは「この規定が **B.** にもとづくことを指摘する (R. K. O. R. n. 595) (43) **D.** の *β.* における「自分の所有地をなんらわすらわされることなく独自に境界つけた細民」 (*πρωγός... ἰδίᾳ τῆν ἐαυτοῦ κτῆνασαν ἀπορίας διὰ ἀνευχόμενον*) や、*γ.* の末尾における「土地の特別の一部」 (*τε καὶ ἰδιόδοταρον*) となんらかの關係

があらうか。

(44) ルメルは、特権 (*πρῶσιμον*) とは軍事保有地の有するなかんずく優先的な特権であること、軍事保有地が相当に価値の高い土地であり、良質部分から構成されていたがゆえに、ストラテイオーテースは村落共同体の構成員中でも上層部に所属することになったこと、を指摘する (Lemerle, Esquisse, CCXX (1958) p. 45 n. 2)。なおデルガーは法令のこの部分については、別の(おそらく誤った)解釈をとる、「一般になんら登録がおこなわれていないときには、劣等部分 (*τὰ ἐχρονότερα*) を *τὰ ἀχρονότερα* と変えてよめ) を四リトゥラの額まで申告すればよく、残部は自由処分ゆだねられる。一人の購入者が(一人のストラテイオーテースから)最初に良質部分の土地を購入し、他の購入者が後に悪質部分の土地を購入し、そしてストラテイオーテースが前記特権に基いて最初の購入者にたいし返還要求をおこなうときには、最初の購入者は先行購入の権利をもつことがゆるされる(すなわちそのばあい、劣等部分のみが、規定額をみたすまで返還される)。」

(45) ルメルが指摘するように、この箇処では、「慣習法が軍事保有地の保有者(この者は明かにストラテイオーテースとは別人である)を故意の (*Malafide*) 保有者とみなしていた」こと、そしてただ四十年間の保有事実によってのみこのような保有が合法化されたこと、が示される。なおルメルは、この四十年という期間は時効期間としては異常に長いものであり、教会財産、国家財産などの特権的土地所有にのみ与えられたのであり、このような特権的土地所有としてストラテイオーテースの軍事保有地も、この特別の四十年時効期間にあずかったとする (Lemerle, Esquisse, CCXX (1958) p. 46 n. 1)。

(46) *ἀνάπαυα* の解釈については、古来からいくつもの提案がなされている。ルメルの要約によれば、ツアカリアエは「イムニテート」、ウァシリエフスキーは「休暇」、デルガーは「年金」と解した。ところでルメル自身はストラテイオーテースとは、従軍者とは区別された軍事保有地保有者をいみするするという基本的な見解に立って、たとえばデルガーのように、ストラテイオーテースが「年金」をうけるようになったのは、「兵士」が不運にも「戦争で傷ついた者」になった結果である (R. K. O. R.

n° 673) とらう風には解釈しない。たなむち、De caerim. Bonn I, p. 696 は落魄したストラテイオーテースにいつて、*ἄρε πτωχέσσαντες* (...) *τότε ἀδοπέδουσαι* の句があること。緩字としてはこの方が正しく、E 中の *ἀδωπέια* とらう緩字は、この語を *ἀδωποι* から派生すると考える解釈を生んでしまったこと。しかし実際にはこの語は他の多くのピザンツ軍事用語とおなじく、ラテン語 *adorea* から派生するものであり、フォルチエリは「初穂」《*primum faris*》、「農耕地から生ずるもの」《*quidquid ex agris proventus*》、従って「*adorea* は他になきがけて人が獲得するもの、したがっていつては称讃、光栄、ならし獲得された名譽の意味で用じられると考えられる」《*adorea pro premio atque adeo pro laude, gloria aut honore reportato usurpari caepit est*》とのべていること。ガマンチーは *adorea* と *adoria* の二つの形態を指摘する点にも、「兵士に与えられた穀物への報償」したがって「軍事的光栄」という解釈を与えていること。De caerim. にライヌケが与えた註釈では (Bonn II, p. 820—821) *ἀδοπέδουσαι* の語は「落魄兵士が「ちこちめられる、免せられる、きりはなされる、例外措置を講せられる、無とみなされる」《*suspenduntur, cassantur, eximuntur, excusantur, pro minimis habitur*》となつてゐること。以上の諸点からルメルは、E および De caerim. のいつれにせうでも、ストラテイオーテースが従軍者 *combattants* としてではなく、落魄した軍事保有地保有者 *détenteurs de biens militaires* として問題とされてゐることを帰結する。そして、E の「運命の織りなく繰で経済的に不如意となり」*διὰ τῶν τῶν ἐπιπέτων ἐπιπέτες ἀδύβητες* という句が想起させるのもまさにストラテイオーテースのこのような状態であること。このように解してこそ、E がなぜひき続き国家によるストラテイオーテースの所有地売却の可能性をとり上げるかも了解できるものになること。De caerim. が「落魄し、いつて例外措置をうける」《*ἄρε πτωχέσσαντες, τότε ἀδοπέδουσαι*》と記しているのも、同じ意味であり、なぜひき続き De caerim. が「この落魄ストラテイオーテースの経済的立ち直り」(*εἰς σωτηρίαν τῶν ἀδοπεδῶτων ἀναρτῶσθαι, ἐκέρχαι*) にいつて、およびそのストラテイア義務の再開にいつて、とり上げてゐるかも明かになること。Peira (XXXVI, 2;

Zepos IV, p. 143) は国庫所屬地 (*θημεσια*) をとり上げた後に '*θιοίως και τα κταύματα και τα ες ἀδορίων*' の句を書きそえているが、*τα κταύματα* とは手が入らず不生産地となつて共同体からきりはなされて国家に帰属した土地のことであるが故に、*τα ες ἀδορίων* とは、所有者が落魄してもはヤストラティアが遂行不能になり、*κταύματα* と同じようなあつかいをうけるにいたつた土地であると考えられること。以上の諸点におよぶのである。

(47) この句は、軍事保有地が一種の国家的土地所有形態であることを示しているともみてよからう。ルメルによれば国庫による軍事保有地売却の禁止は、二重の意味で興味ある現象だといふ。すなわち、(一) 軍事保有地の保有者は私有権の完全な持ち主であり (*κτῆσιος θεατήρης*)、ただし売却の権限がないというただ一つの点で制限をうけていること。(二) E. 発布以前には軍事保有地の国庫による売却がおこなわれたという事実は、国庫がこの種の土地にたいして権限を有していたこと、換言すれば、これら保有地はいくつかの財政的義務を賦課されていたこと、がそれである。

(48) ルメルは、「古来から今日にいたるまでは慣習法が支配してきている」(*νόμοι ἐπιταρτέσθαι συνήθεια*)、つまり E. が発布されるまでは成文法がなかったという句に基づき、B. の軍事保有地にかんする規定が、ロマノス一世レカペノスの発布になるものでもなければ、九二二年に発布されたものでもないこと、要するに C. は E. より以前に発布された立法だとはいえないこと、事実 E. には、過去には慣習法しか存在せず、E. にいたつてはじめて成文化法がおこなわれたことをしめす簡処が、五つもあること (*ἡ συνήθεια ἀρχαίως ῥηώρητι ἐπέστανε; ἐκ συνήθειας; νόμοι ἢ συνήθεια; νόμοι ἄρχαίως συνήθεια; νόμοι ἐπιταρτέσθαι συνήθεια*——法令の要約本文に * をもつて記す——) を指摘する。

(49) すでにみえたように、軍事保有地の軍事保有地台帳への登録 (*ὡς τὰ ἀκίνητα ἀνοργάνουρα ἐν τοῖς στρατιωτικοῖς κἀδίσται*) がおこなわれたのみならず、ストラテイオーテニス自身もまた登録されたわけである。cf. Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 47 n.3.

(50) *abūthorai* と *sourekhorai* との差異を、*abuyxhor* の意味は不明である (cf. Lemerle, Esquisse CCXIX (1958) p. 47 n. 4. ——「ネンガーは *abūthorai* を die „Mitgestalter“ と解し、*abuyxhor* を Kameraden des gleichen Truppenteils と訳している)。

(51) ルメル (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 47 n. 5) に「*abuyxhor* は広狭の二義をもつ。ストラテイオーテースおよび文民の双方にたいし広義に用いられた場合には、同一 *telos* に従属する共同体、すなわち同一の財政単位 (le même ressort fiscal) への所属性を示す。しかし狭義に、軍事的に用いられる場合には、一そう広範な意味をもつ、Arriani Tacitica et Mauricii artis militaris libri duodecim. ed. J. Scheffer, Uppsala 1664, p. 37; A. Dain, Naumachia. Paris 1943. p. 22 (「*abuyxhor* の Naumachia によれば、兵士は必需品をもたなければならぬが、それは「自分の農村に居住している兵士が、皇帝の臣民に暴逆と不正をはたらくことがないようにするためにある」) と *ty xōra q̄ d̄ures toūs sourekhorās kai d̄rykous h̄mōu t̄p̄p̄ayōur kai d̄dikōur*); *ibid.*, p. 26 (従軍者は「一般国民および敵にたいして」*pros te toūs sourekhorās kai pros toūs rokleious* 正しく振舞わなければならぬ)。

またルメルは、E. B. の「貧しい」*atropōteroi*、ストラテイオーテースが、 α の「運命の織りなす綾で」能力を失った「*ētra-Beis*、ストラテイオーテースに相当する」とともに、E. のこの箇處では、このような「貧しい」ストラテイオーテースが「たたびストラテイアを果せるだけの経済的能力」*kapōtēs* を取得する場合が「*abuyxhor*」を指摘する (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 47 n. 6.

(52) ルメルはこの句に、(註47) で「*abuyxhor*」の自説の裏書きをみる。すなわち、「軍事保有地が軍事的性格の主要義務とならんで、ごくつかの財政的義務をも負ったこと」の左証とする (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 47 n. 7

(53) 九二七—八年の敵冬から生じた飢饉を指すともいわれる (cf. Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 48 n. 1. など)。

ルは、コンスタンティノス七世がこのくだりで用いている言葉がきわめてはげしいものであり、軍事保有地制度が、E.の発布に先立つ期間において蒙ってきた危機の深さをおもわせること、そしてE.およびその軍隊指揮官にたいして発せられた批難に相当するのが、C. D.およびそこで有力者にたいして発せられた批難であり、これら二つの場合においていずれも禍根となっているのは九二七—九二八年の大飢饉であり、その結果として中小土地所有、すなわちC. D.では文民のそれ、E.ではストラティオーテースのそれ、が危機にさらされたこと、を指摘する（cf. Lemerle, Esquisse. CCXX (1958). p. 49 n. 3.

(54) デルガーはこの箇處を、「軍事指揮官は兵士を山から山へと『引き具へ』(führen)」、かれらから贈物をうけてその代償として軍事奉仕義務からの免除を保証する」と訳している(R. K. O. R. n. 673)。ルメルはこのような解釈が決して不可能でないことはみとめつつも、「軍隊指揮官がストラティオーテースからその軍事保有地を返還してもらって、その代りにストラティオーテースに義務の免除をゆるす」という解釈をとっている(Lemerle, Esquisse. CCXC (1958) p. 48 n. 1)。

(55) デルガーはこれを「奉仕能力をもった者」dienstfähige の意味に解く(R. K. O. R. 673)。「ルメルはその基本的見解から出発し、「規定価値 *modérés* だけの軍事保有地を有し、義務を果しながら通常の経営を保証するところの軍事保有地の保有者」を意味するところ(註46をみよ)。ただしそのような解釈をとると、軍事保有地保有者が本来の軍事奉仕義務 obligations *proprement militaires* を負ったことをあきらかにしめすところの、*続へ句 τῶν ποσάτων τούτων ἀναρροφῶντος* が問題のごすことをも同時にみとめる(Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 48 n. 3)。この最後の点については、後述をみよ。

(56) ルメルにしたがって、この *ἰεραρχίας* を「例外措置を下した者」としてはななく、「例外措置の特権を理由に(かくかくの者を)保有する者」と解した(Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 49 n. 1)。

(57) ストラテゴスその他のアルコンのために配置されたストラティオーテースについて、ルメルは、「当番兵の部類か、ある

いはむしろ、ストラテীগス其他のアルコンを、実物ないし貨幣の提供によって養うことを主要義務とする軍事保有地保有者
ストラテイオーテースか、と類推する (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 49 n. 2.)。

(58) デルガーはこの句を「戦列隊の兵士」Soldaten der Linientruppen と解す (R. K. O. R. n.º 673)。ルメルは「村落共同体」所風のストラテイオーテースかもしれないとして (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 49 n. 2)

B. が果して **E.** に先行したかどうかは別として、ともかくも **E.** が軍事保有地を成文化化するとともに、ストラテイア義務を遂行すべき土地の最低価値として、騎兵、および海軍テーマ地区であるエーゲ海、サモス島、キュビライオトーンの艦隊乗組員のためには四リトゥラを、其他の艦隊乗組員のためには二リトゥラを定めたところの最初の立法であることは、ルメル、カラヤノブロスがひとしく認めるところである (前述)。

ところでルメルによれば、**B.** における軍事保有地保有者 *στρατιῶται* と従軍者 *στρατεύοντες* との区別 (したがって *στρατεία* 義務の内容としての、本来の軍事奉仕義務ではなく、従軍者に武装をほどこし、武器をつけた騎馬を提供するというすぐれて財政的な義務⁽⁵⁸⁾) をいくえにも確認づけるのが **E.** だという。すなわち、

一、軍事保有地の移譲にかんする規定。ここでは相続者が武器をもってするところの、本来の軍事奉仕能力はなんら問題となっていない。

二、軍事保有地のストラテイオーテースの尊属による相続。武器をもつ息子を父が相続するとは考えられない。

三、複数相続人の存在。複数の人間が均等で、ないし不均等に、唯一人の従軍兵士の役割を果すようなことは想像できない。

四、ストラテイヤ義務の部分的遂行。

しかしルメルは同時に、*στρατεύόμενος* = *soldat*; *στρατιώτης* = *paysan*, τὸν αὐτοῦの自説には問題があること、しかしその問題もけっして解決不能ではないことを説く。すなわち、

一、*α*. においてストラテイオテースに算入されている *καθορωμένοις ταῖς ἐπαῖς κέρειαις* について。この語は、「神聖軍団の兵籍にみずからが編入されている者」(*enrôlés personnellement dans...*)とも解釈できるし、あるいはごく一般的に「神聖軍団に奉仕すべく定められた者」(*consacrés au service de...*)ともとれる。そしてこの後者のばあい、必ずしも武器をもってする本来の軍事奉仕義務を意味しない。

二、*β*. は、不当に移讓された軍事保有地にたいし先買権を与えられた者のなかに、それを保有していたストラテイオテースの *συνόται* および *συνάρχαι* をあげている。しかしながら De caerim. II, 49 (Bonn I, p. 694 sq.) では、*συνόται* とは、貧乏となったストラテイオテースに附されてそのストラテイヤ義務を完遂させてやる《租税納入者》*contribuants* である。また *συνάρχαι* はそのままうけとって戦友仲間とも解せるけれども、たんなる言いまわしにすぎないかもしれない。

三、*γ*. には私用に供されて、「陣営義務からひきはなされた者」*τῶν ποσάτων τούτων ἀνοστέργαυται* についてふれられている。これも文字どおり陣営での実際の勤務ともとれるし、義務一般をあらわしているのかもしれない。

以上がルメル説の要旨である。

E. はすでにふれたように、ストラテイオテースをはじめとする軍事指導者層の軍事保有地の収奪を示すほか、ストラテ

イオーテースのなかにも貧困者 (*átopos*) と富裕者 (*eútopos*) とがあり、後者が前者から軍事保有地を購入した場合には、有力者に課されると同一の処罰 (無償返還) が規定されている点、興味ぶかい。そのほか E. は、ストラテイオーテースがその所層の社会階層から脱落し、隸属農民 (*κἀποικος*) や日傭い労働者 (*θῆς*) の仲間入りしたことにもふれている。

(58) くわしくは、レオン六世の *Tactica IV* を基にした Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 60. をみよ。

(59) くわしくは Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 55 sq. をみよ。

F.

「種々の新法が發布され、その時その時でしばしば異った措置が指令された。

すなわち、貧乏ストラテイオーテースも、文民 (*πολιτικός*) も、その売却した土地を無償で返還される権利を、皇帝 (コンスタンティノス七世ポルフェロゲンネトウス) の時まで有していなかった。⁽⁶⁰⁾そして、四リトウラ以上の富裕な不動産 (*eútopíαν δὲ ἀκινήτων*) を所有するストラテイオーテースおよびすべての文民は、いくつもの新法によって、そのつけた価格を三ヶ年間で返済するように命ぜられていた。ただしストラテイオーテースのうち貧乏に属する者 (*οἱ ἀποπέμποι τῶν σπαρτῶν*) のみは、国家から無償返還の優遇措置をうけていた。⁽⁶¹⁾

しかしコンスタンティノス七世の法令 [D.] が發布され、飢饉の年——これいご諸新法が開始したのであるが——いごその有効性を主張した。この法令を公布したのはテオフィロスであるが、その内容はつぎのようなものであった。

すなわち、もし文民であつて五〇ノミスマタ以上の財産をもたないものは、受取つた代価を返済する必要がない、と。しかしながら、軍団のアルコンたち (*ai táktores tou stpateirikoú katakoyou*) から異議が出たので、かれらもまた代価の返済をおこなうという点でのみ改変がおこなわれた。⁽⁶⁴⁾ なぜならば、購入者はいかなる違反をも犯さず、反対に善意で価格を支払つたにもかかわらず、その購入した土地にくわえて支払つた価格まで喪失してしまうことは災害であり不当である、とコンスタンティノス七世は考えたからである。そして同帝は事情をよく知つて、「細民」にたいしただ定まつた期限のみを確認した。すなわち、「細民」はその売却した土地を (*ta toíra*) それが村落共同体に属する限りにおいて (*éau eis katoúnta óntavoti kwpioú autou*)、ただちに再取得するが、代価は三ケ年ではなく五ケ年で返済すること、を定めたのである。そして動かすことのできない五ケ年間という期限を限ることによつて、かれらを労働にむかわせ、かれらが不注意と怠慢とのために、快樂生活のさなかで全く空にしてしまったものを、五ケ年間の汗と労働で返済するようにとりきめたのである。

皇帝の法令以前に (*πρὸς τοὺς βασιλικοὺς διαταγὰς*) 自己の所有地を無償で返還された者で、もし裁判官の判決をうけていれば、その者はさまたげられも、訴えられもせず、その土地を保有しなければならぬ。なぜならば、皇帝の法令に先立つてすでに当時の当局者によつてその旨が指令されていたからであり、ついで発布された問題の法令も、先行するその指令の再吟味を命じなかつたからである。反対に皇帝のこの法令は、皇帝の臣下 (「マギストロス職のテオドーロス」) に、その時まで、にすでに実施すみの措置が不変の旨を命じたのである。

いかなる方法によれ追奪権を与えられた「細民」が無償でその所有地をもとどおり手に入れ、判決書面を携えてく

るならば、かれらにたいし異議申し立てがおこなわれるべきではない。

もし自らの所有地をもとどり手にした者で、期間のうちに価格を返済すべき判決を受け、期限が到来しても代価のうち若干額を返済したにすぎない場合には、ないし、期限の延長を許可されて返済するよういわれた場合には、裁判官はかれらから保証状の提出を求むべく、かれらはそれを購入者の前に提示しなければならぬ。そして裁判官の承認をうけた期限のうちに残額を、ないし全額を返済しなければならぬ。

しかしながら、もしかれらがなんら返済をおこなわなければ、そして概しては、購入者のために保証状を作成しても、代価の一部なりとも返済の能力がないときには、裁判官はつぎの二方法のいずれかを選択する。

一、裁判官は、もし「細民」にとってそれがより有利だと判断すれば、問題の土地を村落共同体から切り離す(τὸν οὐτὸν τῆς οὐμίδος τοῦ χωρίου ἀπορριπτεῖν)。

二、あるいは「細民」は、購入者に代価の返済をおこなうかわりに、土地の利用から生ずるところの、購入者に帰属すべき支払い額を、必要額まで購入者におさめるのである。その期間は三ケ年でもよく、それ以上でもよいが、一〇ケ年以上にわたってはならない。裁判官はそのさい、購入者と村落民の双方側がそれぞれ(τοὺς ἑαυ ἀγοραστὰς πρὸς τοὺς χωρῖτας, τοὺς δὲ χωρῖτας πρὸς τοὺς ἀγοραστὰς)手をさしのべて合意をするようにとりはからわなければならない。その結果、土地の利用から生ずる支払い額が返済代価のかわりに購入者に帰属すべき規定の期間の間は、土地の利用(ἡ τῶν τόπων χρήσις)は共同体(ἡ κοινότης)に属する。しかしながら、「細民」はその土地の所有権(ἡ δεσπορεία τοῦτων)をけって失わない。そしてこのことは書面をもって保証されるべく、悪意によって隠

廠されることはできない。⁽⁶⁰⁾

三、「細民」は、もしできうれば、つぎのようにしてもかまわない。すなわち、かれらはできうる限度まで代価を返済し、土地の一部を購入者にゆだねて、かれに数年間利用をゆるすのである。「細民」が代価の一部を支払ってなお余力ある程度に応じて、規定の期限は短縮されるべく、したがって移譲をうけた購入者にはそれに応じて土地利用が許されるべきである。たとえば、「細民」が土地を売却して一〇〇ノミスマタを入手した場合には一〇ケ年間の利用が購入者に指定されるわけであるが、「細民」がただちに、ないしは間もなく、五〇ノミスマタを返済できる余力を有しているときには、購入者は自らがかつて購入した財産を五ケ年間利用することをゆるされる。

皇帝の最初の立法⁽⁶⁰⁾〔九二七年〕から皇帝〔コンスタンティノス七世〕の主帝就任〔九四五年〕までの一八年間におこった事件については、上記のとおり処理される。

それいごは、すべてのストラテイオーテースおよび文民は無償でその所有地をもとどおり手に入れる。なぜならば、皇帝のこのような指令いご、貧慾にも村落共同体〔*rys tou koptou oikidas kai koinotitas*〕にはいりこんでそれを混乱におとしいれ、ストラテイオーテースないし「細民」から購入をおこなうような挙に出たものは、理由のいかに問わないからである。』

(60) B. 7.への言及がないことが、この新法B.の信憑性について疑問を生む所以である。

(61) E. a.をみよ。

(62) C. e.をみよ。

(63) E.βの末尾をみよ。

(64) この措置を指令したコンスタンティノス七世の新法は伝わっていない (cf. Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 274)。

(65) ルメルルの指摘するように、「一」の場合には村落および村落民はこの件の完全ならち外におかれ、売却者—購入者が個人的に直面して事を処理する。これに反して「二」の場合には、代価の返済が不能となった売却者のかわりに、その仲間である村落共同体の構成員があらわれ、かれらが購入者と交渉関係にはいる。そして売却者はけっして所有権を失わないままに、村落民が自らの使用にゆだねられた問題の土地を耕作し、そこからあがる収穫物を売却者にかわって購入者への代価返済にあてるわけである (Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 274—275)。

(66) 実際には九三四年九月に発布されたにもかかわらず、C.をこのようにうけとっていた当時の社会通念については、C.について記したところをみよ。さらにはこのF.における表現「立法が開始した飢饉の年」(ἀρὰ τοῦ ἕρωςου θηλατῆ τοῦ ἁγίου, ἀγ' ὄψεσθαι καὶ αἰ' νοσοθεῖσθαι ἤρσεντο)をみよ。嚴寒の飢饉の年がそれからはるか後代においても、いかに人々の印象にやきつけられていたか、その結果、その年から起算して過去の時点をしめすという慣習がいかに一般化していたか、を示す一例として、ルメルルは Peira, IX, 10 (Zepos IV, p. 39—40) をあげ (Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 274 n. 2)。
すなわち、ある修道院は、納入租税にみあう以上の土地を所有しているとして、つまり有力者にたいする禁令を犯して新たに土地を取得したと訴えられた。そのさい同修道院は、「ロマノス一世レカペノスの最初の立法いぜん」の「権利証書を提出して、自己弁護をこころみたのである。

F. は厳格な意味の新法ではなく、テマの裁判官からの質問にたいし、ロマノス二世の指示でマギストロス職のテオドロス・デカポリテースが発した回答である。

このF.で興味ある諸点はつぎのようであらう。

一、E. γ.の共同体(ἡ κοινότης)を別とすれば(註58参照)、それいごストラテイオーテースと、(ひろくは村落民(χωρῖται)とよばれ、文民(τολῆτικοί)「細民」(πένυτες)などとも称される)一般農民とは、社会的所属性をおなじくする者として出現する。しかもこの社会階層の内部は、土地所有額によって、貧困者(ἄποροι)と富裕者(εὐποροί)とに区別がおこなわれ、文民については五〇ノミスマタが、ストラテイオーテースについては四リトゥラが、その境界線となっている。

二、かれらを構成員とする村落共同体(ἡ κοινότης χωρίου)が構成員にかわってその土地を管理する責任の主体となる場合がある。

三、またルメルの指摘するように、国家はたんに「細民」ないし「小土地所有者」をただそれとして保護しようとしているだけではなく、財政的単位としての村落(χωρίον)およびその一体性をそれとして保持しようとしている。それを裏書きするのが、F.冒頭の、「細民」はその売却した土地を、「それが村落共同体に属する限りにおいて」(ἐὰν εἰς κοινότητα δηλωσὲν χωρίου αὐτοῦ) たちちに再取得する、という言葉である。

G.

「α.軍事保有地をなほどこかで φ (μερίδας τινὰς ἀπὸ στρατιωτικῶν τόπων) 保有している者は、もし購入、贈与、交換(ἢ ἀνταλλαγῆς ἢ ἀντιλήψεως)」などの方法で善意をもってそれを得たのならば、そしてその所有期間が

時効期間にまだ満たないならば、土地がとり上げられるだけで充分であり、土地は、返還を訴えるストラティオーテースに返される。現保有者には (τῷ κτῆρῳ) いかなる処罰も課されない。なぜならば現保有者は、掠奪、暴力、によってではなく、善意によって軍事保有地を入手したからである。ただし土地の返還は無償である。

反対に掠奪により軍事保有地を所有しているさいには、現に所有している軍事保有地の面積に応じて、掠奪者にたいし処罰が課される。⁽⁶⁷⁾

ストラティオーテース同志のあいだでの土地売買のさい、購入者が善意によりそれを有していることがあきらかであれば、この購入者は処罰に服する必要がない。

ただし売却者の側のストラティオーテースがストラテイヤ義務のために充分なだけ⁽⁶⁸⁾ (τῷ ἰκανῶν τῆς σφρακίας) の軍事保有地を所有しており、購入者側のストラティオーテースが貧困者である (ἀρροπεῖ) ときには、土地は売却者に返還され、代価は購入者に返済される。

反対に売却者が貧困者であり、購入者が富裕 (εὐροπος) であるときには、売却者は無償で土地をふたたび手に入る。

売却者、購入者、の双方側とも貧困者であるときには、代価は購入者に返済される。ただしそのさいには三ヶ年の返済猶予期間が与えられる。

β. 査定財政役人であるエポプテース⁽⁶⁹⁾ (ἐπιτροπῆς) あるいは皇帝のストラティオーテースから軍事保有地を、移讓文書作成を通じて (δὴν ἀγγελίαν) 購入した者は、時効が成立しなければ、無償でそれを返還しなければならない。ただ

し善意で権利を取得したが故に、処罰は蒙らない。

γ. 購入、贈与、交換 (ἢ ἀνταλλαγῆς ἢ ἀντιλήψεως) の方法で取得された土地の一部ないし全部が軍事保有地であり、かつ時効がいまだ発生していないばあいにおいて、もしその取得者が善意の所有者であると考えられるときには、土地を返還すれば処罰を蒙らない。反対に売却者、贈与者、交換者 (ἢ ἀνταλλάξουρα ἢ καὶ τῆς ἀντιλήψεως ἐπιτελευτήρα) が処罰される。ただしこれらの者が善意の所有者であると考えられるときには、処罰をうけない。

δ. ストラテイオーテースが、その軍事保有地 (τὸ στρατιωτικὸς κτήριος) をすべて父、兄弟、ないし租税共同納入者 (συνδοταί) に委ねてかれらに義務を果してもさう (ἐκδουλεύεσθαι) ようにし、自らはストラテイオーテースとしての義務を全くやめて (αἰροῖται δὲ τὸ κτεῖναι τῆς στρατιωτικῆς μοίρας) 他人への奉仕関係に入ったときには、かれらを收容した者はなんら処罰をうけない。なぜならば、ストラテイオーテースのストラテイア義務は他の者によって果され (ἢ στρατεία αὐτῶν παρὰ τοῦ ἄλλου ἐκδουλεύεται) からであり、またかれらを收容した者は軍事保有地を一部たりとも (μηδελίαν ἐκ τοῦ στρατιωτικοῦ κτήριου) 保有していないと判明されるからである。⁽⁷³⁾

ストラテイオーテースでもって極端な貧困におちいり、ストラテイオーテースとしての義務 (τὸ στρατιωτικὸν βάρος) をなんら果すことができない者を、もし第三者が收容しても、收容者も收容されたストラテイオーテースも処罰をうけない。⁽⁷⁴⁾ (τῆν στρατιωτικῆν διοιστάσθαι ἤμικαν)。むしろストラテイオーテースをおいだし、その貧困と逃亡の謀本人となったところの者こそが処罰に服さなければならぬ。⁽⁷⁵⁾

富裕であり能力あるストラテイオーテース (τοῦ εὐποροῦ καὶ σοφὸν ἔχοντα στρατιώτην) を收容し、事情を知りな

がらかくまった者が、トゥルマルコス、ドゥルンガリオス、コメース、プロアゲテース(παρά τοῦ τουρμαρίου εἶτε παρά θρουραίου ἢ κόμητος ἢ προαγέου)などの役人、ないし租税共同納入者(συνότρης αἰρετοῦ)から訴えられ故意にかくまったのでないことを立証できなかったときには、收容者は処罰に服すべきである。なぜならば、能力あるストラテイオーテースが(οἱ σωζόμενοι στρατιῶται)戦列での義務(ἡ τοῦ ταξείου δουλεία)を果すことができなかったときには、帝国軍隊に大損失が生ずるのであることは、明かであるからである。」

(67) デルガーはこの処罰の内容として、**B. β**および**C.**末尾でとり上げられているところの、返還地と同価格の罰金の国庫への納入を推定する(R. K. O. R. n° 690)。

(68) **E.** **κ**および**F.**を参照せよ。

(69) R. K. O. R. n° 690. **κ** **ν** **ξ** Du Cangé, Glossarium ad Scriptores mediae et infimae Graecitatis. s. v. 参照。

(70) R. K. O. R. n° 690. **ρ**は「皇帝役人」(kais. Funktionär)となつてゐる。

(71) **C.** **β**および註(59)をみよ。

(72) **E.** **γ**をみよ。

(73) ルメルはここに、ストラテイオーテースが従軍者ではなく、軍事保有地の保有者をいみするという自説の裏書きをみる(Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 51.)。

(74) このあいまいな語は、ツァカリアエによつて *τῶν στρατιῶτῶν* と修正されたが、ルメルを満足させず、ルメル自身も解釈を保留してゐる(Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 51 n. 4.)。

(75) ルメルはここでも、ストラテイオーテースが破産し、租税納入者としての義務を果せなくなった事実のなかに、従軍者と

してではなく、軍事保有地の保有者としてのストラティオーテースの本質をみる (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 51.)。

(76) E. γ および註 (55) をみよ。

(77) C. β および註 (50) をみよ。

(78) E. γ および註 (55) をみよ。

(79) ルメルはこの箇処が E. γ 末尾の該当箇処と密接な関連をもつことを指摘するとともに、この両箇処のいずれからも軍事保有地保有者と従軍者との一致——つまりかれの自説の例外——の場合がよみとれるとする (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 51—52. cf. p. 48 n. 3; p. 50)。この点にかんしては、E. γ について上にのべたところをみよ。

ロマノス二世がテマ・トラケシオンにあてて発布したこの新法で注意すべき点はつぎのように要約できるのであろう。

一、ストラティオーテースという社会階層の内部の多様性。すなわちすでに F. γ にもあらわれたように、ストラティオーテースを遂行するのに充分なだけの土地 (*το κτάνον τῆς σπαρτίας*)、換言すれば、四ないし二リトゥラの価値の土地を所有するストラティオーテースを中心とし、その両極の一方には、その価値を上廻る土地を所有する富裕 (*εὐτροπος*) ストラティオーテースが、他方には下廻る土地を所有する貧乏 (*ἄτροπος*) ストラティオーテースが存在するところ。

二、E. γ (隷属農民化したストラティオーテース、私人の庇護下に入ったストラティオーテース) とならんで、G. γ もまた逃亡し私人の庇護下に入ったストラティオーテース、および第三者への奉仕関係に入ったストラティオーテース、を示すこと。

H.

「α テマ・アルメニアコンのストラティオーテース (τῶνες τῶν ἀρμενίων στρατιωτῶν) が逃亡して (ἀναχωρήσαντες) 三ヶ年を他処ですすじし、その後帰還して (ὑποστρέψαντες)、自分の土地が (τοὺς ἐαυτῶν τόρους) 保全のため (πρὸς φύλαξιν) に第三者に委ねられているか、ないし他のすぐれたストラティオーテースに (ἢ τῶν στρατιῶταις ὑπερεύσασιν) 委ねられているのを発見したばあい、あるいはテマおよびタグマのアルコン、勇将ストラテegos、その他の第三者によって国家にたいする義務のために (διὰ κοινωγενέως δουλείας) 保有されているのを発見したばあい、三ヶ年後に帰還したこれらアルメニアコンのストラティオーテースはそれを請求し、ふたたび手にもどすことはできない。もしアルメニアコンのストラティオーテースの浮浪性をこのような法令で匡正しなければ、そしてかれらが勝手に他処におもむいて逗留しふたび帰還してさまたげられることなく土地を保有するのをゆるしておくならば、テマ・アルメニアコンの全秩序はくずれ去ってしまうであろう。そこで上記のごとく、アルメニアコンのストラティオーテースでもって逃亡し、三年間すぎても帰還しないばあい、かれらの土地は第三者に保全のためゆだねられるか、他の勇敢なストラティオーテースに (80) (στρατιῶταις ἀποστραμμένους εἰς ἀναστρέψαν) 与えられなければならない。

ただしアルメニアコンのストラティオーテースの土地が、皇帝の修道院ラカベーに贈与されているか、その他の管理に (οἰκονομικῶς κοινωπηγίας) 指定されているときには、ないし对国家義務のためではなく (οὐ διὰ τῶνας κοινωπηγίας) ただ慾望のために有力者に贈与されているときには、かれらの相続者はただ三ヶ年内のみならず、三〇

ヶ年内に帰還すれば、被相続者ストラテイオーテースの所有地をふたたび手に入れる。そのさい、慾望のために土地を得た者がたとい査定財政役人エポプテースの作成文書や黄金印璽附皇帝文書をもち出して、なんら顧慮されない。

もし交換がつきつぎとおこなわれた場合には、ストラテイオーテースはもとの所有地をふたたび取得する一方、それを手放した者はすみ出て、自らの与えた土地の返還を請求しなければならない。もしそのさいその土地に改良事業が施行されていたならば、もしそれが有用であれば、すなわち葡萄園設置 (*ἀμεικάνων κατασκευαίσεις*)、粉碾場 (*μυλοσταθία*)、納屋 (*ἀχυράριες*)、家屋 (*οικήματα*) などの、贅沢でもなければかざりでもなく、反対にストラテイオーテースの簡粗さに適したものであれば、土地をもとどおり手に入れた者は、それら改良事業の対価を返済しなければならぬ。反対に、美観のためにすぎず、いまのべたような有用性のためでないならば、設置者はこれら施設のみ材料だけを撤収して退去しなければならない。

シリアに逃亡したテマ・アルメニアコンのストラテイオーテースは、自らの所有地を再び取得するために、三ヶ年どころか一ヶ年前に帰還しても、処罰としてこれら土地の所有権を失う。ただし帰還したストラテイオーテースには、他の土地の保有が配慮されるべきである (*τῆν τῶν ὑποστρεφόντων αὐτῶν καὶ οὐκ ἔτι πρῶτον γίνεσθαι διὰ παροχής ἐπέρω τῶν αὐτῶν*)。

β. 殺人の罪を負った者自身は法の定める処罰に服すべきであるが、かれのストラテイア義務が附着した土地 (*τῆν τῆς σφραγείας αὐτοῦ γῆν*) は、被害者の子供たちないしその近親者に慰藉料として与えられるべきではない。かれらは動産をもって補償されるべきであり、不動産は、ストラテイア義務を存続させるために (*εἰς συντήρησιν τῆς σφ-*

pareias) 手をつけられるべきではない。

もし動産がなければ、殺人者の後継者が、被害者の相続者にたいし賠償として、該当義務の実施をひきうけなければならぬのであって、ストラテイヤ義務のある土地を (*τὸς τῆς σπαρείας τούτου*) 移譲してはならない。

もし被害者の家族がすべて殺人罪を犯したさいには、家族会員が法によりふさわしい罰をうける。しかしストラテイヤ義務のある土地は他人に移譲してはならない。

もしストラテイヤ義務に服せうという相続者が残っていないばあいには、他人が土地をひきうけてストラテイヤ義務に服す (*ἐτέρος τοῦς τούτου ἀναλαμβάνων ὑπερτείνω αὐτῆ (i. e. σπαρείᾳ)*)。

(80) ヘルムはここに、自説の例外現象としての、軍事保有地保有者と従軍者との一致をみると (*Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 52 n. 1*)。

(81) ヘルガーはこの措置が殺人罪について規定しているコンスタンティノス七世の日附なしの一立法 (*R. K. O. R. n. 677*) にあつては、このことを指摘する。

(82) ヘルムが指摘するやうに、同一の表現は **B. 7** にもみられる。その他 **O. 9** にも類似の表現 *ουδατακα διακα* が使われてゐる (*Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 52 n. 2*)。

(83) ヘルム (*Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 52 n. 3*) は、類似の表現を指摘する。Peira, LXVI, 24 (殺害者 *κατακτείνων τὰς σπαρείας*) にあつて、裁判官は「まず第一に、ストラテイヤ義務のある土地を引き離すべし」(*πρῶτον μὲν τὰς ἐξέλιγ τὰς σπαρείας*) にあつてである。26 (被害者であるストラテイオーテースの財産評価は、「ストラテイヤ義務のある土地を *κατακτείνω*」) (*μετὰ ἀνεκατακτείνων τῆς σπαρείας*): 26 (ストラテイヤ義務に服せぬ) (*μὴ ἀνεκατακτείνων σπαρείᾳ*) 土地につ

いてのみ財産没収がおこなわれる)。ルメルはまた、註(81)で言及したコンスタンティノス七世の一立法の末尾(R. K. O. R. n.º 677 = J. G. R., III, p. 275)にも「れ、ストラテイアの保有者である殺害者を取りあげたこの箇処でも、ストラテイア義務のある土地が殺人者の相続者ないしストラテイア義務を果し(τῆν στρατείαν ἐνεργεῖν)うる第三者に移ること、またこの土地が αἱ τόποι τῆς στρατείας ἦτοι αἱ ἐρηρὰ τοῦ στρατεύου ὀκνομήαι と記せられること」におよぶ。

J.

「修道院および養老院、旅行者收容所などの教会機関が、所有物を売って「細民」に与えよ(τὸ πωλεῖν τὰ ὑπόρουρα καὶ δίδουαι τοῖς πτωχοῖς)というキリストの教えとは反対に、あくことなき貪慾^αを發揮して、広大な土地、豪華な建物、馬牛、駱駝その他の家畜の大群(τῆς πλείθρα μωρία, φιλότητος ὀκνομήαι, ἐπιπῶν ἀγέλας, βοῶν, καμήλων, ἀλλῶν κτήνων ἀριθμοῦ κρητεῖων)を所有し、その結果修道士はその使命とする祈禱を忘れ、修道院生活そのものは、「空虚な、キリストの名をけがすところの、興行物となつてしまつた」(οὐκ οἶδα πῶς, οὐχὶ ἀκνήνην κατέστω τὸ πρῶγμα, καὶ εἰς βλασφημίαν ἀντικρύς τοῦ νόμου αὐτοῦ εἴποιμι τοῦ χριστοῦ) ことをなげいた長大な序文⁽⁸²⁾に続いて」

α. 修道院、旅行者收容所、養老院を建立したいと思うほどに非常に善を愛し、かつ偉大な行為者(かれらの熱意ゆえにこう名附けられる)である者は、けつしてそれを阻止されないであろう。しかしながら、かれらが配慮をめぐらすべき対象は、長い歳月の経過のうちにおこつた出来ごとの結果、非常な困難を蒙り皆無に帰するほどに落ちぶれた修

道院、旅行者收容所、養老院でなければならぬ。そしてこのような修道院その他に救援の手をさしのべ、を通じて神への敬虔の念をあらわさなければならぬ。ところが既存の修道院その他がこのようであるにもかかわらず、かれら自身それから眼をそらし、あたかも福音書〔ルカ伝一〇の三一〕のいうようにそのことに眼をつぶって向う側を通じてゆくような態度を示して、他の新しい寄進を企てることは許されない。かれらは農地、土地、建物 (*oikos* *dy-pous* *oikos* *tanous* *dy* *tuas* *kai* *oikodoms*)、寄進という途で、救援を必要とする修道院に配慮をしめすべきでない(なぜならば、これらは、修道院が最初にたまたま所有していたところで充分なのである)。かれらは、修道院の土地が配慮もゆきとどかず、金銭も不如意の結果土地の耕作もおこなわれなままのときには、このような事態こそ、ふさわしい配慮の対象であると考えるべきである。そして自分自身が有している農地と土地とをそれを欲する俗人に与え、代りに得た奴隷 (*oikera*) 牛、羊、その他の家畜を修道院に寄進すべきである。なぜならば、もしかれらがほかならぬ所有農地・土地を寄進したならば、法律により教会財産の売却は禁じられているので、既存の状態に改善を加えたことにはならず、反対に、金銭もなく、土地を開発する手段ももたないままに難儀している修道院をそのまま見送ることになるであろう。今後は農地、土地を修道院、養老院、旅行者收容所あるいは都大主教、主教に寄進してはならない。なぜならばそれは、これらの修道院その他にとってけっして利益にはならないからである。

ただし万一、上記の教会機関ないし修道院が、たまたま不良な管理によって土地の不足をきたすようになったときには、皇帝の側での調査と判断とにもとづいて、必要なだけの土地を所有することはさまたげない。

草庵 (*kekla*) およびらわゆるラウラ (*laura*)⁽⁸⁵⁾ は、荒野で建立されなければならない。そのさい、他人の農地、

土地にまでくいいてではなく、自分の領域内でのみ建立がおこなわれるべきである。このような草庵、ラウラの建立を欲する者は、阻止されてはならず、むしろこのような善行はたたえられるべきである。

〔敬虔な皇帝ニケフォロス二世はこの新法J.の末尾でつぎのようにのべる、すなわち、「このように勧告をおこなひ、法令を發布するにあたって、朕は、多くの者が堪え難いこと、かれらの考えに反したこと、を言ったと思うであろうことはよく知っている。しかし朕は、パウルスも言うように、人間ではなく神に満足を与えようと思ったため、かれらを気にかけなかった。精神をもち、事態を直視するよう訓練され、一そうすすんで事態の深さを観察することができるような者は、朕が神を模倣して生活する者および国家全体にたいし利益と救援の言葉を語るものであること了解するであらう。〕」

(84) 修道院を弾劾するニケフォロス二世のこの法令K.の口調は、有力者を告発するC. D.のそれ、軍隊指導者にむけられたE.のそれ、に匹敵した語気をもつ。

(85) ラウラとは、修道士の一団が荒野や人跡未踏の山嶽地方において、アバとよばれる精神的指導者のもとにおこなった一種独特の修道士生活の形態である。かれらはこのアバのもとに毎週集って共同の祈禱と生活をおこなうが、それがすむと各人は洞穴にあるそれぞれの個別的庵室にかえって住んだ。

教会関係の所領については、すでにいままでのいくつかの新法がこれにふれている。すなわち、C. αは有力者とみなされるべき教会関係のヒエラルキーおよび教会機関を列挙しているほか、γは修道院入りを理由に土地寄進をおこなうことを禁じ、ただその土地の対価を修道院におさめることをゆるしている。またH.は、軍事保有地が修道院に移

護されたことを示す。しかしながら修道院所領をもっぱらとりあげる新法は、このJ.をもって開始する⁽⁸⁶⁾。みずからは小アジアの大豪族フォーカス家の当主であるとともに、アトスのラウラ大修道院の開祖となった聖アタナシオスとの交りにひきこまれるほどの敬虔さの持主であり、さいごに、そしてなかならず、「武勲詩」の武將皇帝として有名なニケフォロス二世フォーカス⁽⁸⁷⁾の諸新法については、同帝のこのような多面性を反映して、その一々についての真意をどこにみるべきかについて、ほとんどつねに問題がつきまとう。H.が、武將皇帝としてのニケフォロス二世の、軍隊にたいする配慮から出たものであることに問題はないが、この新法J.については、ルメルは、それが決して従来説かれるように反修道院的傾向をもったものではなく、草庵やラウラの建設奨励にみられるように、むしろ反対の傾向をもつものであること、ただしこの建設が他人の所有地を犠牲にして拡張されてはならないとべていることに徴して、教会所領の拡大を制限しようとしたことは間違いなこと、しかし皇帝は同時に国家財政家としても発言しているのであって、教会所領とそこの労働力との均衡にかんする発言がそれを裏書きすること、の諸点におよぶのである。

(86) 修道院所領の詳細は、修道院所蔵文書が出現を開始する一一世紀後半をもってはじめて明瞭になるが、今問題のビザンツ中期にかんしては、「租税要綱」中に興味ある記事が見出せる。この点についてはすでに註(1)の拙稿中の、ビザンツ帝国におけるイムニテートの歴史にかんする部分でふれておいたけれども、ルメルによってより明確にとりあげられた(Lemelle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 263—265.)。教会、修道院への国家財政収入の指定をいみする *λογισμια* および *σολέμνια λογισμια* の諸形態がそれである。このうち後者の *σολέμνια λογισμια* については、「租税要綱」は三区別を設けている。すなわち *ἡ λογισμίου σολέμνιον*、皇帝が教会や修道院に恩恵を給わる *αὐτῶν*、これを国庫から支給するのではなく、該当教会や修道院には属さない村落の租税収入を (*ἀνά θρησκείου κανόνος χωρίων τῶν ἀποκεκλιμένων τῶν ἐλαττωτῶν οἰκῶν*) これら教会や修道

院に指定するという方式。その結果、指定された金額 (*τὰ λογισθῆντα νομίματα*) は、国庫を経由することなく、村落民が (*κατὰ τὸν χωρῆων ἀπὸ τοῦ διοικητοῦ*) 該当教会や修道院に直接おさめることになる。

二' *καπελάριον ἀσκήριον*. 一租税地区が納入した総租税収入のうちその一部を、同地区の財政長官 (*βασιτεὺς*) が教会、修道院に交付するという方式。

三' *αὐτονομία λογίσματα* 該当教会、修道院が国庫におさめるべき租税を、指定額にたつするまでの部分については納入をおこなわずに、皇帝からの贈与として取得しておく方式。

拙稿は、一時的な租税免除にはかならぬ三'の方式こそが古代末期の法典にみえる *immunitas* の実際ではなかったか、と推定しておいたが、事実ハメルも、二'および三'の方式が国家財政帳簿 (*des procédés comptables*) 上での手続にすぎないことを認める。それとともにかれはさらにすすんで一'の重要性に着目する。すなわち、この方式はたとい納税者と教会、修道院の双方にたいする国家の統制を排除しないにしても、事実上ではもはや国家に両者間に介入することを許さないこと。事実「租税要綱」(p. 117, 40—41.)によれば修道士はこの方式をなかんずく好み、皇帝に請願していること。そしてまさにこの方式に、ビザンツ後期において重要となるべき社会経済制度オイコノミア・プロノイア (*οἰκονομία-πρόνοια*) の起原があるのであり、事実「租税要綱」(p. 118, 8.) は、*ἡ περὶ τοῦ τοκοῦ ἀσκήριων οἰκονομία* の表現を使用していること。ルメハは以上の諸点を指摘するのである。

なお P. Charanis, *The monastic properties and the state in the Byzantine empire*. *Dumbarton Oaks Papers*, IV (1948) p. 53—118.; p. 55—64. の著述に、*Μακεδονικὴ βασιλεία* の諸皇帝の新法が述べられている。

(87) たごえ¹⁴ Ostrogorsky, *Geschichte des byz. States*, S. 228—235.

K.

「神は公平であり、皇帝もそれにのっとらなければならぬ。事実、古来の諸立法は公平不偏であった。しかし先代の皇帝たちは、その治下に飢饉がおこったとき、法令を發布して、有力者が「細民」およびストラティオオーテースの所有地を購入することを禁じた。そして同法中で、「細民」が有力者の土地 (*κτ/μιατα*) にたいし、ただだんに同一共同体に属する (*ἰθακοίνας*) という理由のみならず、共同に租税をおさめている (*ὀμοστικα*) という理由にもとづいて、先買権をもつこと、有力者は決して土地を拡大してはならないこと、を定めた。⁽⁸⁸⁾ すなわち、有力者が土地を新たにこっそり入手することを許さず、反対に、売却にさいしての先買権の「細民」への附与を通じて、すでに富裕となっている者を (*τοῖς πρῶτοινοῦσας*) 窮屈な困難な生活へと導いたのである。そしてこの先代の皇帝たちは、有力者の安全についてなんら配慮するどころか、むしろこの先買権政策により、かれらが同一状態にとどまることさえ承知しなかった。そして一方に偏して、ローマ帝国全体をこのような指令で破滅の淵においやった。しかし試みられた結果は、力およばず、成果のあがらないものであった。

そこで皇帝は同じ法令が万人にひとしく有効なものとして存続するようにつとめ、つぎにのべる立法をインディクティオ第一〇年次⁽⁸⁹⁾に發布する。この立法はけっして前記の立法に全く逆行するものではなく、むしろ反対にそれと同一であり、正当なものである。

α先帝たちが發布した法令は有効であり、かつすべての点で保証される。

ただしつぎの点でのみその法令は無効である。すなわち、「細民」はストラテイオーテースであれ、文民であれ、有力者の土地売却にあたって、たとい同一共同体に属する (*ἀνακοινωνας*) という理由にもとづいてであれ、共同に租税をおさめている (*ὀμοτέκεια*) という理由にもとづいてであれ、先買権を与えられない。

反対にこのような売却地の所有権はアルコンがふたたび有すべきである。ただし問題の土地と境を接するようになった細民 (*τῶν συμπαρακειμένων ἐν τοῖς κρηταῖς*) に安らいと救いとを与えるかわりに、所有権取得後に近隣者 (*τοὺς γειτονοὺς*) を圧迫したとみとめられれば、新たに取得した土地からのみならず、世襲地からも追い出されなければならぬ (*μη μόνον ἀπὸ τῆς ἐπιτηδεως, ἀλλὰ καὶ ἀπὸ τῶν γουικτῶν ἐκδιώκεσθαι*)。

有力者はただ有力者からのみ購入をおこなわなければならない。

ストラテイオーテース、「細民」は、自分たちと同等の者から (*ἐκ τῶν τῆν ὀμοίαν ἀρχούτων αὐτοῖς*) 購入をおこなわなければならない。反対に有力者は「細民」、ストラテイオーテースから購入をおこなってはならない。

同一共同体に属するということ (*ἀνακοινωνας*)、共同に租税をおさめているということ (*ὀμοτέκεια*) が公平のほかりの一方に加えられるはならない。そしてこの公平さのゆえに本令が発布されるのであって、べつに上層階級の (*τῶν πλείων*) 肩をもつからでも、下層階級の (*τῶν ἑλάττων*) 肩をもつからでもない。

β.四〇年の期間が訴えられることなく経過したさいには、ストラテイオーテースから土地移譲をうけた者の所有権は合法的となった。しかし訴えによる (*διὰ τῶν ἐπιφανήσεων*) 時効の解消は、飢饉以前に新しく取得をおこなった者をもなやませた。そしてしばしば混乱を惹起しつつ、かれらから土地をとり上げた。

しかし今後は、飢饉⁽⁸⁸⁾以前にストラテイオーテース、文民、から善意で新しく土地を取得したことが判明した者はわずらわされることはない。四〇年の時効がもはや訴えによって解消することはない。かれらの所有権はけっしてゆるがされることはない。ただし掠奪、暴力、故意、による取得者は別である。購入をすすめる法令が古来から存していたのであるけれども、その後飢饉の年に発布された法令によりその効果はとめられ、くつがえされたのである。」

(88) このような指令をおこなっている新法とは、果して現存のどの新法の相当するのかにについては、ルメル⁽⁸⁹⁾の指摘するように所有地について「細民」に先買権をゆるしているようないかなる新法も、現存しないからである。(すなわち、C.は「飢饉の新法」ではあっても、先買権にはふれていない。その点むしろB.の方が問題となりうる。しかしもしもそうであるならば、B.は九二二年つまり飢饉に先立つものではあり得なくなるがそれはともかく、K.がここでふれているのがB.ではないかという推測には、つぎの蓋然的な(つまり確定的ではない)二根拠がある。(一)K.は先買権行使の資格として、*ἀνατολίαντες*と*διουτέλεια*とをあげているが、これはB.が確立した先買権行使の厳密な順序、およびそこで*οἰκοκλήτες*に与えられている定義の簡単化された余韻とみられること。(二)B.βは、共同体の構成員に、自分たち構成員以外の者の土地(*ἐστῆσαν κτησάμενοι κτησάμενοι*)、および国有地(*κτασμάτων τῶν*)の売却にあたって、先買権の行使をゆるしているが、これが実質的には有力者の土地の売却に相当するとも考えられること。(三)それとも問題の新法は事実発布されたが、現存していないという場合も考えられうる。第三に、それが有力者の傾向的な抗議の余韻であるということも考えられうる。これら三つの可能性のうちルメル自身は第三の可能性をとく。すなわち、有力者のうごきを禁じた立法はとくにはっきりと先買権の場合をとり上げたのではないけれども、かれら有力者に「細民」の土地取得一般を禁ずることによって、実際にはかれらが先買権を行使することを阻止

した。しかし他方で「細民」は、実際上おこなったかどうかはともかくもすくなくとも理論上では、有力者の所有地について先買権を行使することができたのであって、この点が有力者の不満とするところであり、**K.**がうたっているような有力者の壊滅、国家の崩壊、がそれによって現実におこったどうかはうたがわしいけれども、ともかくも有力者がその不満を声を大にして訴えたことだけはうたがない。換言すれば、問題の焦点は、有力者と「細民」とが最近区別されるにいたったにもかかわらず、いぜんその点を無視している古来の先買権立法と、有力者による土地買占めの阻止を目的とするけれども、先買権そのものにはふれていない立法との間の矛盾であり、有力者はこれを法的論拠として抗議した。以上のようにルメルは説くのである。**(89)** **K.**には発布年代について問題がある。すなわち、ニケフォロス二世の九六三年—九六六年の統治期間のなかで、インディクティオ第一〇年次は九六六年九月一日—九六七年八月三一日にあたる。ところで序文およびβは九二七年—九二八年の冬の大飢饉に言及しており、しかも、この大飢饉以前の善意の取得者は今後四十年の時効により保護されるべきをのべている。しかしこの矛盾はルメルによれば、九二七年九月一日いらいすでに四〇年が経過したと必ずしも解する必要はなく、大飢饉以前のすべての取得がまさに四〇年の時効を獲得する寸前に**K.**が発布されたと解すればすむのである (Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 275 n. 1)。

ニケフォロス二世の多面的な本質についてはすでに**J.**でふれたけれども、ウァシリエフスキー以来この**K.**は、同帝の大豪族出身という階級的所属性に着目して、同帝の反動政策の一環として解釈されるのが常となっている。たとえばオストロゴルスキーは、農民が果して現実にその先買権を有力者にむけて行使することがそうしばしば出来たであろうかどうかをうたがいつつも、従来の立法とは反対に、有力者を公正の名のもとに保護するといふすくなくとも心理的⁽⁹⁰⁾なうごきにおいて、**K.**が従来の親農民政策から背馳している点を強調する。しかしルメルは従来のこのような通説

から離れる。そして註(88)で紹介した論拠のうえに立ちつつつぎのように解釈する。すなわち、「細民」の所有地を先買権によってさえも獲得することを、たとい明文をもってではないにしても、自分たちに禁じている立法の廃止を、有力者がもち出した。これにたいして皇帝は有力者のこの訴えの真意を逆にとつて、万人に対する公平という名のもとに、有力者所有地売却のさい、「細民」に先買権の行使を禁止するという措置を下した。換言すれば、皇帝は有力者に、実際上の利益よりはむしろ精神上の満足を与えた。ルメルは以上のように理解するのである。そして**K.**はその精神においても、有力者による「細民」所有地の取得を禁じたロマノス一世以来の一連の土地立法から一歩も外れていないことを強調する。そしてかれによればつぎの諸点はこれを裏書きするものなのである。すなわち、ロマノス一世以来有力者のうごきを封ずるために発布された苛酷な措置がすべてこの**K.**によって確認されていること。また、一有力者が他の有力者の土地を取得し、その結果境を接するにいたつた「細民」に混乱と損害を与えたばあいには、ただだんに新取得地のみならず世襲地をも失う旨の規定が設けられていること。要するにルメルとともに、**K.**が住民の二つの社会階層への区分を確認し、そのそれぞれの土地所有状態を現状のまま固定化しようとしていること、このような措置を通じてニケフォロスは「細民」の利益をはかっていること、をみとめたいとおもう。

(88) Ostrogorsky, *Geschichte des byz. Staates*, S. 230.

(91) Lemerle, *Ésquisse*, CCXIX (1958) p. 276.

L.⁽⁹²⁾

「諸新法により土地を購入し拡大することを禁じられている者が、父祖の土地を相続により (*Se touzōtis kληροδοσίας*) 村落、部落中に獲得し、つづいて同じ村落の者 (*συγγενικά*) から僅かの土地 (*σμηναρά τρια και διγγορία τρία*) を購入して、そこに高価な巨大な家屋を建築し、概してその再建にむかうのである。

このわずかな土地を手がかりとしてその上に建てられた巨大な高価な家屋を破壊してはならない。しかしこの土地の売却者は売却地のかわりに、もし生存中ならば本人が、もはや死亡のさいは本人にかわってその相続人ないし親族が、支払われた価格の二倍か、あるいは売却地の二倍の面積と二倍の地質の土地を、得る。

購入者は自分の建設した家屋からひきはなされてはならない」

(92) ツアカリアエはこの新法が独立したのではなく、もとK.の一部をなしていたのではないかと推測し、ルメルもその可能性をみとめている。

(93) つまり村落内に相続の結果取得した父祖伝来の地を足がかりに、近隣者から小土地を買い集めて一円化した土地をつくり上げるわけである (R. K. O. R. n.º 719)。

このL.にも、ルメルとともに、土地を拡大し、その資本を投下しようとする機会をねらう有力者と、法律に保護された中小土地所有者との間の斗争の具体例、および、有力者側に立って行動するどころか、たとい有力者の煽動を動機とするにせよ、のりをこえない良識的措施——しかも有力者に課せられたのは、二倍の価値の返還という義務である！——をとったにすぎないニケフォロス帝の態度、をよみとってよいであろう。(94)

(94) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 276—277.

M.

「プロトスパタリオス職にあるとともに、エビ トーン デエーセオン (ἐπι τῶν δεύσαν) の位にあるバシレイオスの報告はつぎのようであった。自分はストラテイオーテースにその売却した土地を、もし後者がその土地からストラテイアの義務を果していたことを証明した場合には (διὰ τὸ ἐν αὐτοῖς εἰκίνοις ἐψηθηῖαι αὐτοῖς στρατεύεσθαι) 代価の返済を強いることなしに返還してやった。しかしながらその結果、たとえどれ程余分の土地を所有していても (οἷας αὐ καὶ ὄσας δεσπόζει περιουσίας) ストラテイオーテースがその所有地の一部なりとも他人に売却できない事態が生じたのは不合理にみえる」と。⁽⁹⁶⁾

α 現在までにその所有地を売却しているストラテイオーテースにたいしては、ストラテイオーテースにはストラテイア義務のために (λόγῳ τῆς στρατείας αὐτοῦ) 四リトゥラの良質の土地がのこっていなければならない (τεσούρωαν ἀκριῶν ἀκινήτων περιουσίας ἐπιπόσοδου ἀπορίσθησαι) という新法が適用される。⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾

もしこのような土地を所有するストラテイオーテースが他処にも他の所有地を有し、それを売却したとき、つづいてそれを先買権により (ἐν προτιμήσει) ふたたび取得したいとおもえば、無償ではなく、正当な価格を返済してそうすることができる。

しかしながら、もし四リトゥラの良質の土地を一部なりとも (μέρος τι τῶν τεσούρωαν ἀκριῶν τῆς ἀκινήτου ἐπιπόσοδου ἐπιδόσεως) 売却したときには、無償でふたたびそれ取得する。

8. 今後については、甲冑部隊の大増強にともなつて (*ἐπει τα τῶν κλιβαροφόρων καὶ ἐπιλωρεφόρων κλυτὰν ἔλαβε*)、ストラテイオーテースはもし一二リトゥラ以上の良質の土地 (*ἰβ λιτῶν ἀκλυτῶν εὐρυσόδοον περιουσίαν*) を所有していないならば、その所有地を売却することはできない。⁽⁹⁸⁾

もしストラテイオーテースがこの価値にたつするまでの土地から (*ἐκ τῆς εἰς τοσαύτην συγκεκάλουμένης ποσότητος τοσαύτης ὑδάσεως*) 売却をおこなったときには、無償でふたたびそれを手に入れる。

もしこの価値をこえて (すなわち一二リトゥラ以上を) 所有するときには、売却し、つづいて返還請求をおこなつても、無償でふたたび取得するのではなく、適当な価格を支払つてでなければならぬ。」

(95) たといストラテイオーテースが、「ストラテイア義務のために必要である以上の土地を所有していようと」との意 (*Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 53*)。

(96) つまり、「ストラテイオーテースがその売却した土地を代価返済なしで返還してもらふことを許可する法律が發布されてからというもの、ストラテイオーテースの土地を購入しようという者がもはやいなくなり、その結果ストラテイオーテースは、たといストラテイア義務に必要な以上の土地を所有していようと、それをもはや売却できない」という不合理な事態が生じた、との意 (*Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 52—53*)。

(97) ルメルはこの「良質の」*εὐρυσόδοον* の言葉に着目し、*M.* が三度くりかえしてストラテイア義務のある土地は「良質」でなければならぬ旨強調していること、*E. α* でもストラテイアのために登録されるべき土地は良質地 (*ἀκλυτὰ εὐχρηστέα*) でなければならぬと規定されていること、を指摘する (*Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 53 n. 1*)。

(98) *E.* を指す (*R. K. O. R. n. 673*)。

(69) ルメル (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 53 n. 2.) はこの句に「ストラテイヤ義務に指定された土地がなかんずく従軍者の武裝に役立たせられたりその左証をなせしむること」重裝にしかんずくビザンツ史料を指摘する (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 53 n. 2)° 是レニテハコロシニテ「戰術論」*Περὶ παραπομπῆς πολέμου* (ed. Bonn 廿二ノヤン・ニコニコノスガウビ収録せれる) —— たるを「胸甲をよむるをビザン・タリヤナを着用した部隊」(στρατός... *ἄρμακας ἀπενεργίου καὶ τὰ κρύβεινα ἐτρακίβεινα*) ——° Du Cange, s. v. *ἀρμακόν, λυγίτη*. *Sylloge Tacticorum* (= *Inedia Leonis tactica*) § 37—39, ed. A. Dain (Paris, 1938), *Nicephori praecepta militaria* (ed. Kulakovskij, *Mém. Acad.* 1908) p. 11. A. Dain, *La «Tactique» de Nicephore Ouranos* (Paris, 1937) p. 48.

なを法令中の甲冑部隊とはおそく重裝騎兵部隊を指し、その武裝費は負担が多しと云ひから、軍事保有地の最低価値の四リツツヨから一二リツツヨのひきあげが策せられたらしむ。ビザンツ軍制の研究にうづは F. Lot, *L'art militaire et les armées du Moyen Âge en Europe et dans le Proche-Orient*. Paris 1946. I, p. 19—73 (1071年コンスタンティヌス一世の戦術制) 及び C. W. C. Oman, *The Art of War in the Middle Ages* A. D. 378—1515. rev. and ed. John H. Beeler, Ithaca (New-York, 1953) p. 31—56. (“The Byzantines and their enemies A. D. 582—1071”) 及びその後述を参考し、以下に著者不備はたすべし。Th. Uspenskiĭ, *L'organisation militaire de l'Empire byzantin*. (rus.) *Izv. Russk. Archeol. Inst. v Konstantinopolé*. VI (1900), p. 154—207. など述べきつて引用せられたる点に示せられたる (Lemerle, Esquisse. CCXX (1953) p. 53 n. 3)°

軍事保有地を扱ったこの新法であるこの M. の解釈についても、ニケフォロス二世の他の諸新法とおなじく問題がある。オストロゴルスキーは、⁽¹⁰⁰⁾ 武將皇帝ニケフォロスがストラテイオーテース所有地をかためひろげる目的でとった措置がこの M. であると解釈するとともに「ストラテイオーテース所有地の三倍の拡大」に「農民層からの特権剝奪

とならんで小アジア豪族の代表者ニケフォロスがおこなったところの、農民層からのストラテイオーテースの分離、をよみとる。すなわち、「ニケフォロス帝によって企てられたところの軍人保有地の三倍へのひきあげは、うたがいのなく、ピザンツ軍隊の従来の社会構成に変化をもたらしたにちがいない。その限りにおいてこの規定は、「細民」の小土地所有に基礎をおいたところの従来の政策からの根本的背離を意味した。ニケフォロスは重装ストラテイオーテースに一二リトゥラの価値の土地を確保しようと思図したが、これらストラテイオーテースは「細民」ではあり得なかった。かれらは、マケドニア王朝ではしばしば言及されているところの、社会的に上昇しようとつとめる新形成の小貴族からのみ、徴集されることができた」と。カラニスもまた、「この措置が兵士から小貴族をつくりあげる効果をもった」とのべている。⁽¹⁰¹⁾しかしながらルメルは、**M.**が、ストラテイオーテースを農民からひきはなし、軍人層を「封建化」するようなんらの意図ももたず、また**M.**が、そのような結果をとまなうこともなかったと説く。すなわち、「**M.**に、実際言ってもいないことを言わせ、ニケフォロス・フォーカスに反動的、貴族的、封建的な意図を帰することはいけ
ない。また、たった一日でストラテイオーテースの土地の最少限価値が三倍にされたなどは了解できないではないか。皇帝がとりあげたのは、むしろ保全の限界、つまり、ストラテイオーテース所有地に、移譲の危険のさいにのみ発動するところの補足的な保護を与えるということであった。新法が文字どおり解されてはならないことはたしかであり、その上それは軍事保有地の価値の三倍などについてなんらの指令をおこなっていないのである」と。そしてルメルは、「良質地の相当面積を保有するストラテイオーテースがただその事実から、共同体の他の土地所有者のなかですでに占めていた特権的地位を強化したにすぎないのがこの**M.**であること」⁽¹⁰²⁾を説くのである。

- (100) Ostrogorsky, *Geschichte des Byz. Staates*, S. 230—231. cf. Id. *Pour l'histoire de la féodalité byzantine*, p. 14.
- (101) Charanis, *On the social Structure of the later Roman Empire*. *Byzantion* XVII (1944—1945), p. 52 n. 52.
- (102) Lemerle, *Esquisse*. CCXX (1958) p. 53—54.

N.

「敬虔さの点で試練ずみの修道士およびその他の者から、朕は教会および同機関にかんするニケフォロス二世の新法⁽¹⁰³⁾が現在の悪と一般的無秩序との根源であることを知った。事実この新法が、教会およびその機関、そして神みずからにたいする不正と不遜であることは、事実そのものによっても立証されたのである。(事実この立法が発効して以来、幸福は生活にはおとずれず、反対にあらゆる種類の災害がおそいかかったのである。)

朕はこの黄金印璽附きの立法をもって、今日以後ニケフォロス帝の上記立法は無効であること、今日からは決して適用されないこと、を命ずる。ニケフォロス帝の立法以前にあった朕の祖父、曾祖父、大曾祖父⁽¹⁰⁴⁾の教会および同機関にかんする立法がふたたび有効化される。ここに発布する立法の保全と不動のために、朕はこの立法に自署をおこなひ、黄金印璽をそれに下附する。九八八年四月四日。」

(103) J.を指す (R. K. O. R. n° 772)。

(104) コンスタンティノス七世、レオン六世、バシレイオス一世を指す。

果してバシレイオス二世はこの新法N.を發布してニケフォロス二世の新法J.を廢法化したのかどうかには疑問があ

(105) 事実、手書本伝承のなかには、**N.**をヨハネス・ツイミスケスに帰しているものもあり、オストロゴルスキーは、ときのコンスタンティノープル総主教ポリュエウクテスからの圧力で、ヨハネス・ツイミスケスがとった措置がこの新法**N.**だと考える。(106) ルメルは**N.**の発布者をバシレイオス二世とするよりもヨハネス・ツイミスケスとする仮説の方が真实性をもつと考える。(107) そのほか、この**N.**本文の幼児的な迷信性、表現のおどろくべき不正確性と漠然性、**N.**末尾の黄金印璽下附にかんする記事の例外性、の諸点や、バシレイオス二世が後代**O.**sにおいて、その登極(九七六年一月一日)後プロエドロスおよびバラコイモメノス在职のバシレイオスが失墜するまで(九八九年中葉)のあいだに自らの署名入りで発布した一切の黄金印璽附皇帝文書を無効とし、ただ提出して確認をうけたもののみを有効としていること、に着目して、ルメルは九八八年四月のこの**N.**の信憑性についてうたがいをいだく。そしてもしたといそれが信憑性をもつものとしても、そこに示されているのは機会主義的な態度にすぎず、バシレイオス二世の教会所領にたいする真の態度表明は九九六年一月発布の新法**O.**においてはじめて示されるにいたること、つまり**N.**はその統治の危機時代(ブルガリア人によるバルカン荒掠、バルダス・スクレロスとバルダス・フォーカスとの小アジアでの反乱、その他)に同帝のなした一時的譲歩にすぎないこと、におよぶのである。(108)

(95) Lernerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 281 n. 1.

(96) Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. 235 Anm. 2. オストロホルスキーはここで、ニケフォロス帝の新法**J.**をじたえの一手書本 Cod. Vindob. suppl. 47 et 48 (Zepos I, 249, n. 1)には、この新法**J.**がツイミスケス帝によって廃止された旨の註記があること(ὅρα αὐτῆν ἡ βασιὰ κερτηγίθη παρὰ τοῦ ἑσχυροῦ κατὰς δε.)'を指摘して、cf. ibid. S. 246

なか、マケドニア王朝の一連の土地立法に名をつらねていない唯一の皇帝であったジョンネス一世ツィムタスにしろてせ、むしろオストロゴムスキーによって再検討された。すなわちオストロゴムスキーは、G. Rouillard et P. Collomp, Actes de Laura I (1937) n. 9. (編纂者の九八九年という発布日附をかれは九七四年と訂正する) 等、*Ἰωάννην Ἰβηρίτης Σφίλιζου ἐπὶ τῶν μωρῶν Κολοβῶν, Περὶ τῆς Θεοβαίου Ἀραβίης τοῦ Μαγαῦν (Ἰππότητος ὁ Παλαμάς, 1 (1917) 787—788.* (オストロゴムスキーは九七五年に指定) をもとに、ツィムタス帝が (他のマケドニア王朝の皇帝のまうに農民所有地につらてではなく) 労働力としての農民自身を有力者から保護する政策を遂行したことを説くのであ。 (Ostrogorski, Quelques problèmes d'histoire de la paysannerie byzantine. Paris 1956. p. 11—24.)。くわしくは註 (1) の拙稿を参す。

(10) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 281 n. 1.

(10) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 282 n. 3.

0.

「朕が神の恩寵で皇帝に就任して以来⁽¹⁰⁾ (ἀφ' ὅς ἐτι ἀποκαταρρομένη ἀρχὴν θεοῦ χάριτα ἔλαβε) 有力者および「細民」から (παρὰ τε τῶν πλουσίων καὶ τῶν πενήτων) なされた申し出で調査にとりかかった。そしてその結果、有力者が所有地を拡大しようとして四〇年の時効を手掛りとしたこと。そして、あるいはもてなしにより、あるいは贈与により、あるいは自分自身の勢力により (ἐτε δὶα ξενίων καὶ δόσεων ἐτε δὶα τῆς ἐπιούσης αὐτοῖς δωαρείας)

四〇年を経過しようとして、それがすぎれば、「細民」から不正に奪った土地を完全所有したこと (*Katá teléian ókrotéian*)¹¹⁰ が判明した。

そこで、現実の事態を匡正し、有力者を統制し、今後四〇年という時効のたすけをかりることができないこと、反対に自分自身のみならずその子供たち、その相続人も他人の所有地を没収されること、を知って有力者が「細民」から手をひくように、いまや法令が發布された。

この法令は「細民」に憐みをかけ、国家およびその運営に配慮し、正義を導きいれ、土地拡大のおそるべき慾望を制御するためである。そしてこのような法令発布の動機となったのは、「細民」からこの土地拡大についてつねに訴えをうけたこと、また朕が帝国属州を通して戦争におもむくさい自分自らの眼でかれらの身の上におそいかかった所有地拡大と国内の不正とをつぶさに体験したこと、にある。

すなわち、勢力にあふれ、もし子孫があればそれを子孫につたえる者が、パトリキオスであるときもあれば、マガストロスであるときもあり、またドメステイコス トーン スコローンのときもあれば、皇帝の近親者として七〇年から一〇〇年ものあいだ繁栄をつづけている者であるときもあるが、このような有力者は村落共同体内に入って (*eis yopolou koinótetas*) 土地を新たに得、ないしそこで土地を拡大する。そしてその後継者は財産とともに勢力をもうけつぎ、不正に「細民」から奪いあげた土地についてさまたげられることがないように、「細民」に農地を返還しないのである。⁽¹¹⁰⁾

いかほど時間が経過しても、「細民」は請求してもとどおり取得することをさまたげられてはならない。なぜならば、

もしこのように指令しなければ、土地を拡大した者につきのような口実を与えることになるからである。すなわち、『私自身が繁栄して「細民」が私を動揺させることができず、私の息子も繁栄する。そしてわれわれが繁栄をつづけるうちに法律の定める時期が到来するならば、換言すればわれわれが繁栄して時を過すならば、われわれは新たに取得した土地をもはや奪いとられることなく所有し、土地拡大は私にとって利益となる』と。

もともと「細民」であったが、後に名声を博し、高い名譽にのぼり、幸運をつかんだ者は有力者(δυνατός)とみなされるべく、非有力者(ἀδυνατός)とみなされてはならない。かれは、下層(τῶν κατωτέρων)に属しているあいだは非有力者であり、このような者にたいしては時効による援助がみとめられる。しかしながら名譽をうけるようになった以後は有力者であり、このようなものにたいしては時効の効果は発生しない。

たとえばここにフィロカレースという者があつた。かれはもと貧乏であり村落民の一人であつた(τῶν ἐστράτων καὶ χωρῆων ἕνα)。しかし後に名譽ある地位と富とを(πεποιθῶν καὶ πλουσίω)得た。下層に属し、同村落民と租税を共同に納入している(συνεῖκε τοῖς αὐτοῦ συχωρίταις)あいだは、かれはこれらの仲間にたいし新しいことを企てなかつた。しかし神がかれを皇帝護衛隊員であるプロドマリオス(ἐβδόμητος)の名譽に、つづいては宮廷官職であるロイトーニオス(γορτάνιος)の名譽に、さらに続いてはプロートベスティアリオス(πρωτοβερτάριος)の名譽をひきあげてからは、かれは村落全体を所有し、それを自己所領化した(τὸ ἑαυ κατέσχε χωρίον καὶ προδοτῶν ἴδιον ἐποίησεν)。そして村落の名祖を自分の名前とかえた。ところでかれの運命がひきあげられ、このような状態になったのに、時効が援けとして与えられ、不正に拡大した土地がみとめられるということがどうしてあつてよか

ろうか。そこで朕自ら現場におもむいて告発のため「細民」たちの事情を調査した。そしてフィロカレースの家屋が高価なのをみてそれを土台まで打ち倒し、「細民」たちにもとの所有地を返還した。またフィロカレースには、かれがさいしょに所有していた国庫所屬地をのこし、ふたたび村落民の一人としたのである。(ἐπεὶ δὲ κατέλιπε ὄντιον εἰς ἀρχῆς εἰς ἐρημίον, καὶ τῶν χωρῶν ἕνα πάλιν ἐποίησεν)。

有力者とはこの種の者だけをいうのではない。ロマノス一世の法令で定められ列挙されている者も有力者にふくまれる。なおロマノス一世はスコラオリスその者をも有力者としたが、朕はかれらを有力者とよぶのみならず、プロトケンタルコス⁽¹¹⁴⁾(*πρωτοκεντάρχος*)をも有力者とする。なぜならば朕はすでにかれらをも有力者と認めたからである。ロマノス一世の最初の立法の時までに有力者が村落共同体内に(*εἰς χωρίων κοινότηας*)所有していた土地で、権利文書によりおよび権利設定的証拠により(*δι' ἐγγράφων δικαιωμάτων καὶ σφραγισμάτων μαρτυρίων*)保証されているものは、古来の諸立法の定めるところにしたがい、有力者の手許にそのままとどまるべきである。そのさいこれらの証拠が提出されなければならないが、それは、有力者がそれ以後新たに取得した土地が文書にもとづき古来から自分たちに所屬していたといつわって言いのがれする途を封ずるためである。

それ以後こんにち(九九六年一月一日)にいたるまで、さらにはまたこんごについていえば、ロマノス一世の上記法令の指令にもとづき、いかなるときに「細民」が有力者と取引しても、それ以後の期間というものは決して「細民」にたいし効力をもつことはできない。「細民」の所有財産はもとどおり返還される。有力者は代価ないし改良事情の返還を請求する権利をもたない。なぜならば有力者は上記の法令を破ったからであり、むしろ処罰されるのにふさわ

しいからである。すなわち、ロマノス一世は、今後有力者が村落共同体に (*εις κοινότητας χωρίων*) 入りこんで新たに土地を取得することを禁ずる旨のべて、永久に有力者が処罰されること、時効はかれらにたすけとはならないことを示したからである。

今後もし記法令は有効であるのみならず、上述の時点〔九二七年九月一日〕までそれを遡及させる。なぜならば、すでにすぎ去ったことが問題とされるよう命じなければ、どうして将来のことがまもられ、こんご人々がおそれをいだくことがあるうか。

β. 黄金印璽附皇帝文書に記された境界記録には (*εις τους διαγραφόμενους εν τοις χρυσογραφηθεις περιουσιας*) 多くの改削が発見される。そのような混乱の多くは朕の登極以前におこった。

上記の境界記録はなんら効果をもたない。また何人もそれを基礎に権利をもつことはできない。なぜならばそれを持ち出す者には曖昧さがおおっているからであり、それというのも皇帝の了解と意見によってではなく、それを受領した者の了解と意見によって作成されたからである。さらにはまた、黄金印璽附皇帝文書に境界記録を書きこんだ官房書記プロータセークレータイ (*πρωτασηκρηται*) も現場に居合わせて、測量および境界記録作成に立ち合ったわけではないからである。

それゆえ、曖昧さがおおっている境界記録は権威がなく効力もない。しかしながら、そのような境界記録が帝室財政庁 (*σηματου του τελου*) の土地台帳か、他の権利設定的文書中に (*εν……τινι εσποις αυταρκτηοις διαταξ*) 発見される場合には、そのような境界記録は聴聞され、顧慮される。

γ.ほとんどすべての属州において、多くの村落が損害をうけ不正を蒙ったこと。そのあるものは修道院の名のもとにほとんど消滅にひんしていること。かかる逆行行為が皇帝にたいしておこった。すなわち、多くの村落において一人の村落民 (χωρίτης) が自らの所有地に教会を (ἐκκλησίαν) 建立し、同一村落民の (τῶν συχωριτῶν αὐτοῦ) 同意を得てそれに自らの土地を (τῆς ἰδίας γῆρας) 寄進し、自らは修道士となってそこに居住する。他の村落民、さらにはまた他の村落民も同じように振舞い、二・三人がそこで修道士となる。かれらが死亡するとその地方の都大主教ないし主教がその教会を自分たちのものとし、それを『修道院』と名附ける。そしてそのあるものを都大主教ないし主教は所有し、他のものを有力者に贈与する。その結果、都大主教ないし主教は村落に土地を拡大し、不正をおこない、そして村落そのものを消滅させる。以上がその経過である。

このような、そしてこのようにしておこった祈禱堂 (εὐχέλαια) ——これは修道院とはよばれない——が発見されたならば、すべては「細民」に返還されなければならず、都大主教区ないし主教区の持分 (τὸ δε τῆς μητροπολιτικῆς τῆς ἐπισκοπικῆς μέριος) はそこから完全に閉め出されなければならない。

都大主教ないし主教が何人かにこの種の祈禱堂を贈与したときには、この者はそこから追放されるべきである。たといこの者が早くから長期にわたって所有していようともしうである。なぜならばこれについては時効の効果は生じないからである。

祈禱堂が村落民に返還されるべきことは上記のとおりであるが、それは将来も祈禱堂であり続けるべく、村落の管理下に (ὑπὸ τῆς χωρίας) 立つべきである。

修道士について言えば、祈禱堂には最初に存在したと同数の修道士がいなければならぬ。ただし都大主教ないし主教の名はその祈禱堂の二板折書札に(την ἀναγοράν)記入されて祈禱のさいとなえられ、都大主教ないし主教はそこで得度を(την σπουδαίαν)おこなうとともに、修道士たちの間における誤りにたいして匡正権を(την διορθωτικήν)行使する。しかし都大主教ないし主教は、修道院から收受しているような貢納(συνήθεια)その他のものを祈禱堂の修道士たちから受けてはならない。

上に記したような村落は前述の祈禱堂において、最初に居たと同数の修道士を保持しなければならない。

このような祈禱堂のあるものについて皇帝から年金(σολέμνα)⁽¹¹⁶⁾が与えられたり、また蠟燭金(σπαράβια)が下賜されたり、さらにはまたこのような祈禱堂が修道士の僧房(καθίσματα)⁽¹¹⁷⁾をもつときには、それらの所有は本来は正しくないのであるが、それらがすでに皇帝の恩寵の(προνομίας βασιλικής)対象となっていたならば、それら恩寵は、祈禱堂が修道士の僧房とともに現在所屬しているところの都大主教あるいは主教の管理下にこんごも立つ。そしてこれら年金、蠟燭金、修道士の僧房は他人に移讓されてはならない。朕がそれを修道院とはよばず、修道士のいる村落祈禱堂(ἐκκλησία τοῦ χωρίου, ἔχουσα ὡς εἰρηται) και καθίσματα) と¹¹⁶の¹¹⁷のも¹¹⁸に¹¹⁹い¹²⁰の¹²¹へた事情によるのである。

この種の『修道院』が村落その他(ἀπὸ χωρίου και τοῦ τοσούτου προσώρου)によって建立され、すでに近隣者の多くが(πολλοὶ τῶν πλησυσίων)そこで剃髪し、そこに自らの所有地を有しており(ἀγαθὰ τε και τὰς οικίας ὑποστάειν ἐκεῖ)その後拡大してそこに九一〇人ないしそれ以上の修道士が居たときには、そのような事

態は本来正しくはないのだが、それとしてみとめられて都大主教ないし主教の管理下にたつ。ただし都大主教ないし主教はそれを、その欲するままに贈与したり移譲したりしてはならない。

ただし以前から九一〇人以上の修道士を有しており現在もそうである祈禱堂は、現在の所属財産でこれら修道士を扶養することはかまわないが、新たに土地を取得することは許されず、ロマノス一世によっておよび現法令をもつて禁じられる。九一〇人以上の修道士をもつものが修道院であると当法令が判断しているからといって、もしこれらの人数に十分な土地があるからという理由で都大主教区あるいは主教区がそれに修道士を増員しても、そのような行為は現法令いごはみとめられない。

反対に祈禱堂は上記のように村落共同体に (*clis diakonoucheis xwpieu*) 所属し、村落の管理下に (*orto ra xwpia*) ふたたび立つ。

しかしながら、独立所領⁽¹¹⁸⁾ (*ra ixiotera*) と、古来大修道院であったものでもはや多くの修道士を所有しておらず、反対に都大主教ないし主教の不注意で修道士が居なくなった修道院については、それらは都大主教ないし主教の管理下に立ち、都大主教ないし主教はその欲するところにしたがってそれを贈与することも移譲することもできる。⁽¹¹⁹⁾

δ. 国庫 (*o. emporos*) にたいしては、その権利を無効化させるような時効期間というものは存在しない。国庫は自己の権利をアウグストゥス・カエサルるとき以来主張する。そして自己の権利を取得することを許される。なぜこのように定めるかといえば、国庫が完全に国庫財産の請求をおこなえるようになるためには、多くの条件が介在するからである。すなわち、まず、国庫の主人である皇帝は、多忙であり、国家について多くの配慮を担っており、そのうえ

あらゆる方面の配慮でとりかこまれているので、現場におもむいて国庫についてすべてにわたって調査し観察することができないからであり、さらにはまた、属州に役人を派遣して国庫財産について調査させなければならぬからである。そこから明かであるのは、この派遣役人が正しく、そして国庫の領界をそこねることのないよう行動してはじめて、うごかすことのできない決定が生じ、反対に、道理に反し、国庫の領界をそこねるような処理は無効であるということである。

中断されることなく四〇ヶ年となり、その間査定財政役人であるエポプテースないし皇帝代理人 (*παρὰνός*) が到来して国庫の権利を請求することがないというような場合はおこりようがない。しかしながら、もしこのような役人が秩序回復と国庫財産返還請求のために派遣されて、強慾であり詐欺であることが判明したときには、すなわち、国庫財産の返還請求と旧状への復帰とをおこたり、不当所得を得て悪意により国庫の権利を見捨てた者と判明したときには、国庫はけっしてそのために敗北することなく、自らの権利請求権をけっして失うことがないであろう。事実朕は、エポプテースその他の国庫管理役人が勤務のため派遣されて、国庫にたいして数多くの詐欺をおこない、朕の指令を仕遂げた者はごくわずかであったことを、つぶさに体験したのである。

ε. 古来の法律の定めるところによれば、プロートスバタリオス (*πρωτοσταθίος*) およびそれ以上の者が殺人の罪を犯しても、死刑には処せられず、名譽の喪失および同法律の定める他の処罰をうけることになっていた。

今後これらの者が殺人の現場をおさえられたときには、ないし詐欺共謀、準備、実行、によって殺人行為に加わったときには、ないし自分の配下を教唆してそれを実行させたときには、これらの者は名譽ゆえにまもられることは

なく、反対に名譽を持たない者として処罰され死刑に処せられるべきである。そしてこのおなじ処刑は、準備が計画的、詐欺的、共謀的におこなわれ、実行が白日の下で悪意的になされたとき、そして、かれらにそのかされ、かれらに同意し、かれらを識っているところの者 (αἰεῖς) がその場に居合わせ、事件に下手人となったこと、あるいはかれらの配下が、かれらと殺害された者との間のけんかのために、およびけんか好きのために、殺人行為をおこなったこと、あるいはまたかれら自らが手を下してそのような不法行為をおこなったこと、さらにあるいはまたかれらがその知・友人を説きふせてそれを行わせたこと、が万人に明かなとき、にひとしく適用される。

§. 朕の登極〔九七六年〕よりプロエドロス職およびパラコイモメノス職にあつたバシレイオスの失脚⁽¹²⁰⁾〔九八五年、あるいは九八九年の中葉〕までの期間には数多くの黄金印璽附皇帝文書が作成されたが、その期間には朕が正当とみなすような黄金印璽附皇帝文書は作成されなかつた。反対にバシレイオスのあらゆる意図にしたがつて法令 (νόμοι) が發布された。

上記の期間内に作成されたすべての黄金印璽附皇帝文書は、その後朕に提出され、『検閲済み』(επιτελεσθέν) の記入がおこなわれたものでないかぎり有効ではない。なぜならば、上記のプロエドロスおよびパラコイモメノス・バシレイオスの失脚後、朕は法令 (νόμοι) を發布して、すべての者がそのような黄金印璽附皇帝文書を提出し、朕の自署する『検閲済み』の文字により保証されるよう命じたからである。しかしながら、朕の許に提出もされず、保証も受けなかつた黄金印璽附皇帝文書は、不法であり偽作であるがゆえに、保証されないものと見なされるべきである。なぜならば、もしそれが正しかつたならば、その所有者によつて朕の許に提出されたであらうからである。

古来から市場権について (*περὶ τοῦ δικαίου τῶν πανηγυρίων*) 発生している問題は適當な解決の途を発見しなければならぬ。すなわち、つぎのような訴えがなされたのである。古来から自分の土地に (*ἐν τοῖς ἰδίαις τόποις*) 市場を開催していたところの (*ἐχόντων αὐτῶν πανηγύριον συνιστάμενον*) 商人が (*οἱ τῆν πανηγύριον συνιστάμενοι πρῶταρχοὶ*)、そこをはなれて他処に移動する。そして古来の市場主を (*τοὺς παλαιούς δεσπότας τῆς πανηγύριου*) 無収入のまま置き去りにして、自分たちをうけいれてくれる者の土地で新たに市場を開く。以上が訴えの内容である。

そこでつぎのように指令される。すなわち、もし土着のないし他処者の商人 (*οἱ πανηγυρισταὶ καὶ ἑμποροὶ οἱ τε αὐτόθους καὶ οἱ ἐπιθούους*) が古来の市場主から、仲間同志で意見の完全な一致の結果すべてそろって退去し、他処におもむいてそこで新たに市場を開催するさいに、かれらはさまざまげられることなく自由にそれを行いうる。ただしそれは、かれらが市場の場所の移動を欲したのであって、強制されたのではなく、心からすすんでそうするようになつたばあいにかぎられる。

しかしながら、もし商人 (*πανηγυρισταὶ*) のあいだに意見の相異がおこり、一方が今まで市場を開催していた場所にとどまることをえらぶのに、他方がそこから離れて他処に移動するばあい、軍配は古さの方に (*τῆ ἀρχαιότητι*) あげられるべきであり、退去した者はいかなる者であれ、古来の場所にとどまる方に決定した者と合一すべきである。そして土地の古さの特権が決定権を持つべきである。

市場の移動にはつぎの四つの場合がおこりうる。すなわち、(一)有力者のもとから有力者のもとへ、(二)非有力者のも

とから非有力者のもとへ、(三)有力者のもとから非有力者のもとへ、(四)非有力者のもとから有力者のもとへ、移動がおこなわれるのがなりとなつてゐる。上記の最初の三つの場合だけについていえば、上記の規定が有力である。ただし第四番目の場合には、特別の、一そう恵み深い解釈が与えられるであろう。なぜならば、市場を非有力者の権利から奪はうることについて、有力者は大きな力を持っているからである。そのために、第四番目の場合には、市場全体が一致してすすんで、古来の開催地から移動するのだから、移動はおこなわれるべきではない。換言するならば、第四番目の場合には、二つの理由、すなわち古来の権利 (*το εἶς ἀρχαῖοντος δικαίου*) と全員の一致賛成 (*ἡ τοῦ παντός κοινήου ἀπόφασις καὶ σύμπνοια*) とが一つともなければならぬ。なぜならば、他の三つの場合には、市場全体が移動のさいの同意という理由か、市場が二つに分裂したさいの古さという理由か、のいずれか一方だけが単独で決定権をもつのに反し、第四番目の場合には、全員の同意と古さの特権との二つが合体しなければならぬが、これというのも朕が「細民」に援助の手を完全にさしのべ、有力者の勢力の優勢を打倒するからである。そしてロマノス一世もなかんずく不動産の非有力者から有力者への移譲という点で、有力者の勢力の優勢さについてかつて心をわずらわせた。」

(109) 九七六年。バシレイオス二世は、ロマノス二世(九五九—九六三)の長男として、れっきとしたマケドニア王朝の正嫡でありながら、政治の実権は傍系のニケフォロス二世フォオカス(九六三—九六九)およびヨハネス一世ツイミスケス(九六九—九七六)に篡奪されてそれにあづかり得ず、後者の死によつてはじめて、十八歳の青年帝として政権を掌握することができた。しかし、その後もしばらくはロマノス一世の息子であり、バシレイオスにとつては大伯父にあたる官宦バシレイオスの指

導下にたたなければならず、後者の失墜によってはじめて名実ともにビザンツ帝国の君主となることができた。この間の事情はらにも一部暗示されている。

(110) O. の手書本伝承のあるものには、これら有力者のいく人かの具体例としてバトリキオスのコンスタンティノス・マレイノス、その息子であるマギストロスのエウスタティオス・マレイノス、フォークアスカ、マギストロスのロマノス・モセレ¹⁾の名があげられている。ニアカリスはこれを挿入句とみて、本文からけつって脚註にうつしてある (Zepos I, p. 264 Ann. 24; cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 277.)²⁾ したがハヌスタテュオス・トインノスにうつせば、Skyllitzes, 448. 453 Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. 245. 246³⁾。

(111) これら官職の詳細については、Du Cange, s. v. 246⁴⁾。

(112) 註 (6) をみよ。

(113) C. を指す。

(114) Du Cange, s. v. *kurátopos*. 244⁵⁾。

(115) C. のこと。具体的には大飢饉の年である九二七年九月一日以降を指す。註 (66) 参照。デルガーは B. を、したがって九二一年に所属すると考える (R. K. O. R. n. 783)。

(116) 註 (86) をみよ。

(117) R. K. O. R. n. 783 (*kathiarata*=Sultitz) 245 Du Cange s. v. 246⁶⁾。

(118) *tá thlótrara* とは「租税要綱」(Dölger 116, 1 ff. cf. 114, 27.; 117, 1. u. 27.) にあつて、共同体に所属しない土地⁷⁾であるものはを所属しなう土地を指し専門用語である。cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 283.

(119) ヘルメルの指摘 (Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 283 n. 1.) 424-425⁸⁾ 上記の記事から、本来の修道院にたつて

てその地方の主教が有している権限には二通りのものがあることが判明する。すなわち、一方において主教はそこから貢納を徴集することができる。換言すれば、そこから収入を得ることができる。他方において主教は修道院をその欲する者に贈与し指定することができる。換言すれば、そこからの収入のすべてを第三者——この第三者もまた、この法令自体がすでに示しているように、有力者なのである——に贈与し指定することができる。ルメルは同時に、このような修道院の第三者への指定が、いまだその名を冠してこそないが、実質的には *κατοικίαι* にはかならないことを説く。カリストイカリアの制度については *Ostrogorski, Pour l'histoire de la féodalité byzantine. p. 17 sqq. 参みよ。*

(120) プロエドロス職およびバラコイモメノス職のバシレイオスについてはすでに N. にかんする箇處でふれておいたけれども、その失脚の年は、フセルロスの「年代記」*Chronographia* によれば九八九年中葉であるし、アラブ史家ヤヒヤの「年代記」によれば九八五年に想定しなければならぬことになる。ルメルはフセルロスに依拠し(Lemerle, *Esquisse. CCXIX (1958) p. 282.*) シュランメルガーおよびオストロホルスキーはヤヒヤを採用する(Ostrogorsky, *Geschichte des byz. Staates. S. 240 Anm. 1.*)。

(121) バシレイオス二世による黄金印璽附皇帝文書の検閲については *Psellos, Chronographia. I, 20 (ed. Renauld, p. 12—13)* にも述べられている (cf. Lemerle, *Esquisse. CCXIX (1958) p. 282 n. 2.*)。

(122)
ケドゥレノスでも暗示されているこの新法 O. はすでにみたとおりにいくつもの要素から構成されている。ここに要約すればつぎのようである。

α. マケドニア王朝が始終一貫しておこなってきたところの、「細民」を有力者の土地拡大から護らうとする政策の最後の企てがこの第一章の主題をなす。

ロマノス一世がC.で定めた有力者の範囲がO.でも堅持されるとともに、バシレイオス二世によってこのリストにプロトケンタルコスが加えられていることは、ロマノス一世の列挙がけっして任意になされたのでなく、バシレイオス二世にとっても依然有効であり、現実⁽¹²³⁾に適合したものであるとみなされていたことを裏書きする。

フィロカレースの例は、上記の諸新法でも随処にふれられている村落民仲間の階層分化がすでに十世紀末にどれほどまで進んでいたかを生き生きと画き出すであろう。

また、ただロマノス一世の新法C.のみがひきあいに出されて、九三四年から九九六年にかけての措置が無視されている事情、またこのC.の厳格な適用がうたわれている事情は、バシレイオス二世の対有力者斗争における断呼たる決意を物語るものであろう。

β.手許にある黄金印璽附皇帝文書の境界記録に改削をおこなうことによって不正に所領を拡大しようとする有力者の動きを封ずることがこの章の主題をなす。国庫の権利侵害への対策であるδ.および濫発された黄金印璽附皇帝文書の検閲を命じたε.とともに、この新法O.中で一つのまとまりをかたちづくる。しかもβ.δ.ε.はいずれも、このような不正な慣行がひろくおこなわれており、バシレイオス二世がはじめて本腰をいれて対策にとりかかったことを示す。

γ.村落内での「修道院」建設により、村落共同体が瓦壊するのを阻止しようとするのがこの章の眼目である。換言するならばO.はこの章において、教会関係の有力者が、この「村落の『修道院』」(ἐκκλησία τοῦ χωρίου, εἰς ἀνακοινώσεις χωρίων τυχεύουσα)を足がかりに、村落内に介入を企てるのを封じようとする。このように行政上、経済上、財政上の基本単位としての村落共同体そのものを保護しようとする(かくかくの中小土地所有者層を保護するという

よりは) **O.**の意図を逆推させるのは、かつての大修道院、および *ἐκκλησιαστικὰ* つまり共同体にもともあるいはもはや所属しない土地、すなわちいづれにせよ共同体とは関係ない財産というものは、都大主教あるいは主教の完全な権限下にある旨をうたっている本章末尾である。⁽¹²⁴⁾

なお **N.**をバシレイオス二世の新法とすることには問題がある旨をすでに指摘しておいたが、たといそれをバシレイオス二世の発布したものととしても、あくまでもこの **O.**こそが、教会所領に坎する同帝の真の態度を示すものである。国家を相手に時効の効果を主張することはできないこと、反対に国家の追奪権は遠くアウグストゥスの時代にまで遡及すること、を定めたのが本章である。おそらく国有地への有力者の侵害を現実的背景とするのではなからうか。

なおデルガーはこの章に、ヘレニズム王国の「王有地」*ἡ βασιλική* の理論の連続をよみとる。すなわち、かれによれば、この章に示されているのは、「すべての土地所有にたいする皇帝の上級所有権 (Oberherrschaft)」、また、ビザンツ帝国の全時代について明かな、広大な管理機構をそなえたところの、国家および皇帝の所領の括目すべき分布」なのである。⁽¹²⁵⁾

E.プロトスバタリオス以上の官職就任者、すなわち有力者、の殺人罪にたいして非有力者と同一の処罰の適用を定めている本章も、バシレイオス二世の対有力者斗争の一環であることは言うまでもない。また有力者が自ら手を下さず、その封助者 (*ἑποποιῆται καὶ συνουσίαι καὶ ἐπίσκοποι ἀρχιεπίσκοποι …… ἀρχιεπίσκοποι*)、配下 (*οἱ ἐπιμετρούμενοι ἀρχιεπίσκοποι*)、知人 (*φίλοι ἀρχιεπίσκοποι*)、友人 (*φίλοι*) が直接の下手人であるときにも、有力者が罪をまぬかれることはできない旨の規定は、他の諸新法から照し出される有力者の社会的実勢力 (たとえば **B.**の示す有力者の保護関係 (*προστασία*))、お

よび有力者の定義。C.の示す有力者のもとの家内奴隸 (*οἰκέται*)、J.の修道院所属の *οἰκέται*)、日傭い労働者 (*μυθαρῶντες*)、そのほか管理者や一党の者 (*ἀλλας ἐπιτροπάρχους καὶ οὐνοῦτος*)。E. (そしておそらく G. δ.) の示すストラテイオーテースの隸屬農民化 (*ἐν παροίκου λόγῳ, εἰς παροικίῳ εἰς θητεύειν*) や、これら新法の随処に散見される有力者の「細民」圧迫およびかれらへの暴力行使) とあわせて考えれば、充分納得できるところであろう。パシレイオス二世の登極後も政治の実権を依然握り、プロエドロスおよびパラコイモーメノスに在職していたパシレイオスの発意になる黄金印璽附皇帝文書が検閲されるべきことを命じているこの章も、おそらくパシレイオスが有力者にたいしておこなった大幅な特権附与の再検討と撤回とを具体的な背景として成立しているに違いない。事実、⁽¹²⁶⁾パセルロスによれば、皇帝がパシレイオス失脚後に再検討し、しばしば無効としているのは一般的ではなく、特定の者にたいする特権附与 (*εὐεργετήματα καὶ ἰσχύματα*) であり、事実パセルロスは続いて、パシレイオスから莫大な寄進をうけた聖パシレイオス修道院が、パシレイオス二世によってそれを剝奪されたことを報じている。

と、市場の移動を扱った本章においてもパシレイオス二世の有力者への警戒心があらわれているのは興味ぶかく、同帝自身、「細民」のもとから有力者のもとへの市場の移動を、ロマノス一世が C. でとりくんだ対象である「細民」の手許から有力者の手許への土地の移動になぞらえている。

ところでこの市場開催地の場所についてであるが、デルガーはそれを都市と考え、したがってこの章にあらわれる市場主 (*θεοτόμος τῆς κωνσταντινουπόλεως*) を都市の司教と解する。しかしながらキルステンとともに、ビザンツでは広く農村地方に、農業生産物の取引を中心として、市場が分布していたという事実におもいをいたすとき、このことは、村

落および大所領での市場開催という基本的事実のうえにたち、そのちびちびな市場移動の四つの場合について論じたものとみるべきであらう。

とゆかへも、教会の聖者の祭日に、教会の地域内で催されることからも *panfyvovs* の名が派生したビザンツの市場についての最初の史料として、この章は経済史的にも重要な意義を⁽¹²⁾あそび。

- (121) Cedrenus, Bonn II, p. 448. cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 277 n. 1.
- (123) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 277 n. 4.
- (124) Lemerle, Esquisse. CCXIX p. 283.
- (125) Dölger in B. Z. 45 (1952) S. 195. (Bespr. von D. A. Zakynthos, *Étatisme byzantin et expérience hellénique. Mélanges H. Grégoire II* (= *Annuaire Inst. de Phil. et d'Hist. Or. et Sl.* 10) (1950) 667—680.
- (126) Psellos, *Chronographia*, I, 20 (ed. Renaud p. 12 sqq.) cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 282 n. 2.
- (127) Dölger, Die frühbyzantinische und byzantinisch beeinflufte Stadt. *Atti 3° Congresso di Studi sull' Alto Medio Evo* (Benevento ecc. 14—18 Otto. 1956). Benevent 1958. S. 96—97.—E. Kirsten, Die byzantinische Stadt. [Berichte zum XI. Internationalen Byzantinisten-Kongress, V, 3] München 1958. S. 31; II Anm. 96.—ヤウキョウの著「ユキニミ 世界の歴史」(社会経済学大系 11 中世前期史) (mein Aufsatz; Probleme der byzantinischen Stadt. (Hauptprobleme der europaischen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. II, Frühmittelalter. Tokyo 1959) S. 283—319.) 二九五—二九六頁、その中の註(一七)を参照せよ。

結 語

以上がマケドニア王朝の土地立法のすべてである。これら新法はルメルとともに⁽¹²⁸⁾つぎの三群にまとめることができよう。

(一)土地移譲のさいの諸条件とそのさい適用される諸規定、すなわち、先買権および有力者対「細民」にかんする **A. B. C. D. F. K. L. O.** (α.)

(二)修道院所領にかんする **J. N. O.** (γ.)

(三)軍事保有地にかんする **B.** (γ.) **E. G. H. M.**

このようにして照し出される三焦点のうち、なかななく事情の詳細が明かとなるのは(一)であり、また⁽¹²⁹⁾それを通して知ることができる十世紀のビザンツ村落の社会構成であろう。ところでこの点についても、ルメルの要約⁽¹³⁰⁾が存するのであって、以下それを紹介し、つづいてそれを補うことをもって、本稿を閉ぢたいとおもう。すなわち、ルメルは新法から明かになるとともに「農民法」および「租税要綱」によって裏打ちされるビザンツ村落の社会構成上の特色を⁽¹³¹⁾つぎのように要約する。

(一)共同体は土地所有者 (*κτῆτορες*) から成る。

(二)これら土地所有者は団体 (*une collectivité*) を結成しており、国家によってもそれとしてみとめられている。⁽¹³¹⁾この事實は団体構成員を指す *συνχωρίται, δημοῦχοι, κτητοῦχοι, οὐρεκτοῦχοι* などの言葉、および団体そのものを示

す *oukai, koinotits tou xoupiou* などの言葉によって裏書きされる。

(三) 共同体構成員がそれぞれの所有地にたいする所有権の内容は完全私有権 (*despotēia*) であるけれども、共同体も他方において団体として、(イ) いくつかの場合には、共同体構成員のこのような所有地に介入してその管理をひきうけ、そこでの用役権 (*xōnōn*) をもつとともに、(ロ) 自分自らの勘定で代価返済をおこなったり (D. β.)、土地売却をおこなったり (D. β.) する。

(四) このような共同体に対立するものに有力者がある。かれらは本来は必ずしも金持であるを要せず、ましてや大土地所有者であるを要しない。かれらは官職位階の就任者なのであって、その権威や勢力を用いて共同体内部に侵入し (*brucekōcia*)、そこで土地を取得した (ことに九二七—八八年の飢饉という自然の災害を利用して)⁽¹³²⁾。

社会的に強力な一階層を形成していたかれらは、当然のことながら、それにふさわしい経済力をもとうとする傾向を有する。

(五) 法令が示すのはただひとつの対立、すなわち、有力者と「細民」との対立である (*duvatoī* 対 *ptōxoi, tōxouōtepoi* 対 *ptēnēs, ēnqauēis* 対 *eutēkēs, brepōyōtēs* 対 *oi kátō*)。そして有力者が必ずしも金持であることを要しなかったのとおなじく、「細民」もまた必ずしも貧乏たることを要しない。後者はあまり高くない位の役人のときもあれば、村落 (*xoupiou*) の住民であることもある。しかしいずれの場合でも、これら村落住民は社会的におとった一階層を形成しているのであって、必ずしも経済的なそれを形成しているわけではない。その証拠に、これら住民のうち真の貧困者は無産者 (*átopoi*) とよばれているのである (文民についてはその所有財産が五〇ノミスマタの額にたっしない

者、ストラテイオーテースについてはその境は四リトウラ)。換言するならば、「細民」のうちには金持と貧乏がいるのであり、有力者についてもおそらく事情はおなじである。そして新法の示す十世紀の農村社会とは、社会的ヒエラルキーと経済的ヒエラルキーとが相おおっていないところの、ないしいまだ相おおうにいたっていないところの過渡期の社会、しかしそれへの傾斜をすでにみせているところの社会、なのである。

(六)このような社会的対立にたいする国家権力の闘争の性格は、なによりもまず財政的なものである。皇帝の有力者にたいする攻撃は、有力者の大土地所有者としての性格にむけられているのではなく、村落 (*Yapoon*) の一体性を危機におとしめる者としての本質にむけられている。おなじく、皇帝の共同体住民にたいする保護は、これら住民の貧乏人としての性格ではなく、ビザンツ財政の基礎である共同体そのものにむけられているのである。事実新法はくりかえしくりかえし、租税したがって国家 (*ty kownon*) が「細民」階層に、とくに共同体構成員に基礎をおいていることをのべており、反対に租税と国家が有力者ゆえに蒙る危険を予測させる。なぜならば、有力者は土地所有者となれば租税免除の特権を獲得することしか考えず、これに反して「細民」は、村落 (*Yapoon*) の財政組織が古来からおどろくほどの完璧さに到達している結果として、良き納税者たらざるをえないからである。

ルメルは一〇世紀の一連の土地立法から、当時のビザンツ村落についてこのような社会的現実をひき出した。村落共同体内部における農民の階層分化という本稿の冒頭で提起した問題観点からみたととき、このルメルの記述の一部は肯定されなければならないが、一部は修正されなければならないであろう。

たしかにルメルのいうように、一介の村落民といえども、もしかれに国家の官僚・軍隊機構の段階をかけのぼる途

がひらかれるならば、大土地所有者となり、出身村落を自らの所領化することさえもできたことを、O. αのフィロカレースの例が教えている。¹³³⁾

しかしながらやはり同時に、新法の随処にあらわれている村落共同体構成員間での貧富の経済的差異—ルメルの指摘するところの、「細民」仲間の間の富裕者 (εὐποροί) と貧困者 (ἀποροί) への分化—を、その多様性において、それとしてみとめることも必要だと思ふ。

たとえば、D. βでは、「以前は共同体 (ἀνακοινωνίης) の一員であったのに、いまや独自に自分の所有地を境界づけただばかりでなく、力をもった」「細民」についての記述があるけれども、これに匹敵する存在として、「租税要綱中の γωροοκοδοεστότης を指摘することができるとであろう。すなわち、集村 (χωρίον) ではなく孤立した散居農家 (κτηστῆς) に居住し、¹³⁴⁾とちかくも一般村落民とは区別された農民がそれである (ed. Dölger 115, 13 ff.: Κτηστῆς καὶ τὸ χωρίον εἰς τὰ ἄλλα πάντα τυγχάνουσι τὰ αὐτὰ, κατὰ τοῦτο δὲ ἀπὸ τοῦ πολλοῦ χρόνου διέφερον, ὅτι τοῦ μὲν χωρίου ἢ καθέδρα μία καὶ τῶν χωριστῶν αἱ οἰκίαις ἐν τῷ αὐτῷ καὶ ἀλλήλαις γερουικῶς ἐπιησιάζου, τῆς μέρου γε κτήσεως αἱ καθέδραι πολλαὶ καὶ τῶν οἰκητόρων αἱ οἰκίαις δεσπαραμέναι καὶ ἀλλήλων πολὺ ἀποδιηρημέναι ἐτύχωνον, ὅπου δηλαδὴ τὸ ἐκέρτου κτησίου ἐκέρτο. Διὸ καὶ γωροοκοδοεστῶν καὶ αὐτῶν χωριστῶν εἶναι αἱ ἐν ταῖς κτήσιν καὶ οὐχ ἀρκῶς χωρίται.)」

あるいは、いま問題の D. β中の「細民」は、¹³⁴⁾みずからは村落にすみ、不在所領を日傭い労働者や奴隷を使って耕作せせる「租税要綱」中の大農民であるかもしれない (ed. Dölger 115, 39 ff.: Τὰ μέρη γε προάστερα τῶν αὐτῶν

μὲν ἔχουσι τοὺς τοὺς τῆς γενεᾶς τῶτον, διαφέρουσι δὲ ἐν τῷ παρὰ τοῖς προαρείαις μὴ τοὺς θεοτότας αὐτοῦς
τῆν κατοικίαν ἔχειν, ἀλλὰ τῶν τῶν ἐν αὐτοῖς, δοῦλους ἢ μεθίους καὶ λοιποῦς. Ἀλλὰ ταῦτα μὲν περὶ τῶν
ἀγροδίων καὶ προαρείων συμπεροφόμενων τῆ ὄλη χωρίου ἑποταρῆ.]°

いづれにせよ、マケドニア王朝の皇帝たちがその維持のためにあのような努力をほらったところの村落内の社会的
均衡は、同村落民のあいだでの経済的貧富の差の懸隔化によっても、(ルメルはこの点をそれとして指摘しなかった)
足もとをつきくずされ、農民の階層分化が激化するのではないであろうか。なぜならば、あのような完璧さにまで到
達していた村落共同体組織が対外的に有力者からまもられたうえに、また対内的にも、村落の内部の「細民」間での
貧富の差が増大するのを防止しようとする皇帝の努力が成功した限りにおいて、存在したとおもわれるビザンツ中期
の共同体の均質的社会構造というものが依然そのまま存続したとは、ビザンツ帝国の社建社会への傾斜が激化する一
一世紀以降にはどうしても考えられないからである。なるほど皇帝からのプロノイア下賜の慣行は直接には、十字軍
を通じての接触を機として西ヨーロッパからもちこまれた封建概念の影響下にはじまったのかもしれない。しかしな
がら、同時に否定できないのは、ビザンツ帝国自体の内部にも、このような新制度の導入を可能にするような社会經
済的現実が進行していたにちがいないということである。

村落共同体が階層分化の結果として、すでに自らの内部に、後に封建ヒエラルキーにストラテイオーテスとして
(これは、少くとも概念的には、オストロゴルスキーの説くように、¹³⁵本稿の主題の一つをなしてきたビザンツ中期の
ストラテイオーテスとは峻別すべきであろう)編入されるべき存在をはらんでいたのではないかという想定は、す

でに本稿の冒頭でおこなったところである。事実、デルガーも、オストロゴルスキーのプロノイア研究の随処に、「一介のストラテイオーテースへのプロノイア下賜」つまり、「貴族となんらのかかわりをもたないプロイア受給者」の数多くの事例を指摘するのである。⁽¹³⁶⁾つまりここには、ルメルが指摘した一〇世紀までのビザンツの国家社会秩序原則（貴族、ないし有力者への所属性の基準としての官職位階）とは全く逆の西ヨーロッパ的封建秩序原則（封建的ヒエラルキーへの所属性の基準としての、レーエン義務を負った土地所有）が現出しているわけである。

そればかりではない。社会の最下部単位でも、おなじく変化はみとめられないであろうか。たとえば、プロノイアを下賜されたビザンツ後期のストラテイオーテース（前述）は、皇帝にたいして負った軍事義務を遂行するため、プロノイアとして与えられた所領から一定数の兵員を徴集したにちがいないけれども⁽¹³⁷⁾（この点にかんするビザンツ史料は欠除している）、所領農民自体の社会構成もこのような軍事的要請に応じうるように相当に分化し、領主からのこのような要請にこたえることができるような所領農民中の一階層が兵農分離を通じてすでに形成されていたのではあるまいか。そして事実プロノイア保有者である一三世紀のストラテイオーテースのシュルカレスに属していた隷属農民のなかには、村落民中の有力者を示すものとして「租税要綱」で用いられていた上記の *oikodoktorai* が指摘できるのである（しかも領主から裁判を委託された *oi oikodoktorai tēs prouias auroū = oi kretoteros tēs prouias auroū*; Miklosich et Müller, *Acta et diplomata graeca*. IV, 81 (a. 1251) ㏽㏽㏽）。

一〇世紀の土地立法を主題とした本稿は、このような後代への見とおしをもって、一応閉ぢなければならぬ。

(128) Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 267—268.

(129) これにたりして、(一)については、聖者伝を手段とし、教会側が教会および修道院所領についてとった態度がどうであったか、という新法と反対の側からの照明が必要であろう。また、新法ではほとんどふれられていない教会・修道院所領の法的地位、およびそれに所属する農民の法的身分、は、一〇世紀後半より出現しはじめ修道院所蔵文書によって解明されなければならぬであろう (Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 284 n. 1, CCXX (1958) p. 70 sqq.)。

(三)についても、新法だけからでは、軍事保有地にかんする完璧な画像はうかびあがらず、コンスタンティノス七世の諸著、兵書、レオン六世の軍事諸法令、ケカウメノスの「戦書」に附された「皇帝への進言」、諸聖者伝、などの他史料によって、新法からの所与が大幅に補修されなければならぬ (Lemerle, Esquisse, CCXX (1958) p. 54 sqq. 以下には註 (24) の拙稿参照)。

(130) Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 278—279.

(131) ルメルは年代記作家にも、村落のこのような団体的性格を暗示する箇処が指摘できるとして、シカエルト四世 (一〇三四—一〇四一) の村落 (*χωρία*) にたいする増税を記した Codrenus, Bonn II, p. 521. をあげ、Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 278 n. 1. 「皇帝はあらゆる不正手段を思いつき、国税のほかに、各村落がそれぞれの事情および能力に応じて、アエロンの名目で、四ノミスマタ、ないし六ノミスマタから二〇ノミスマタにおよぶ金額をおさめるよう、法令を發布した。」
πῶσαν ἐπέθηκε ὁδὸν ἀδικίας, προοθεῖς ἐπέκρινε τῶν δημοτίων τὰς χωρίων διδύσαι ἑκατοντῶν χωρίων ὡς πρὸς ἀρκετοῦ κατὰ τῶν ποιήματα καὶ ἔργων αὐτῶν, τῷ δὲ εἶς ἀργύρῳ τῶν εἰκοσίων.

(132) ちなみにルメルは、この九二七—八八八年までは、財政単位としての共同体の存立をゆるがすような危機はいまだ見舞ってないこと、したがってその時点まで共同体におこった問題は、大社会問題であるよりはむしろ、先克権や近隣関係などについて

の実際的問題であったこと、しかしこの時点を機として国家の社会的均衡はくずれ、潜在的危機の深刻さが露呈されるものなり、有力者の共同体への侵入が開始したことを説くことなす (Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 278)。

- (13) Ostrogorsky, Die ländliche Steuergemeinde des byzantinischen Reiches in X. Jahrb. VSWG-XX (1928) S. 20 Ann. 4. を参照せよ。
- (14) Ostrogorsky, Die ländliche Steuergemeinde. S. 16—17 (*εργασίας*), 20 (*προόδετοι*). 40, 41, 42 Id., in B. Z. 47 (1954) 422—423 (Besp. von G. Rouillard, La vie rurale dans l'empire byzantin. Paris 1953).
- (15) Ostrogorskiij, Pour l'histoire de la féodalité byzantine. p. 9 sqq.
- (16) Dölger in B. Z. 49 (1956) 127.
- (17) 40, 41, 42 Bréhier, Le monde byzantin T. II: Les institutions de l'empire byzantin. p. 386. 44, 45 Ostrogorskiij, Pour l'histoire de la féodalité byzantine. p. 238. を参照せよ。
- (18) Ostrogorskiij, Pour l'histoire de la féodalité byzantine. p. 75. 44, 45 Id., in B. Z. 47 (1954) 423. を参照せよ。